

第百六十六回国会

参議院財政金融委員会會議録第六号

平成十九年三月二十二日(木曜日)

午後二時一分開会

委員の異動

三月二十二日

辞任

柏村 武昭君
大塚 耕平君
平野 達男君

補欠選任

愛知 治郎君
松岡 徹君
大塚 直史君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

家西 悟君

委員

香掛 哲男君
中川 雅治君
野上浩太郎君
大久保 勉君
峰崎 直樹君
愛知 治郎君
泉 信也君
金田 勝年君
椎名 一保君
田中 直紀君
舩添 要一君
山下 英利君
池口 修次君
犬塚 直史君
尾立 源幸君
大塚 耕平君
富岡由紀夫君
広田 一君
松岡 徹君
円より子君
西田 実仁君

国務大臣

財務大臣

山口那津男君

副大臣

財務副大臣

富田 茂之君

事務局側

常任委員会専門員

藤澤 進君

政府参考人

内閣法制局第三部長

外山 秀行君

内閣府大臣官房審議官

齋藤 潤君

金融庁総務企画局長

三國谷勝範君

総務大臣官房審議官

津曲 俊英君

総務省自治行政局長

岡崎 浩巳君

財務大臣官房審議官

藤井 昭夫君

財務大臣官房審議官

勝 栄二郎君

財務大臣官房参事官

中村 明雄君

財務省主計局次長

香川 俊介君

財務省主税局長

松元 崇君

国税庁次長

石井 道遠君

厚生労働省政策統括官

加藤 治彦君

水産庁資源管理部審議官

薄井 康紀君

山口那津男君

大門実紀史君

尾身 幸次君

山本 有二君

山本 有二君

山本 有二君

山本 有二君

山本 有二君

山本 有二君

山本 有二君

山本 有二君

山本 有二君

山本 有二君

山本 有二君

山本 有二君

山本 有二君

山本 有二君

山本 有二君

山本 有二君

山本 有二君

山本 有二君

山本 有二君

参考人

国際協力銀行総裁

篠沢 恭助君

日本銀行総裁

福井 俊彦君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○参考人の出席要求に関する件

○平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○特別会計に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員(家西悟君) たいだいまから財政金融委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、平野達男君が委員を辞任され、その補欠として大塚直史君が選任されました。

○委員(家西悟君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として財務省主税局長石井道遠君外十三名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○委員(家西悟君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○委員(家西悟君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案並びに所得税法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、参考人として国際協力銀行総裁篠沢恭助君及び日本銀行総裁福井俊彦君の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○委員(家西悟君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○委員(家西悟君) 平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案並びに所得税法等の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○大塚耕平君 民主党・新緑風会の大塚耕平でございます。

今日は休日を含んでまた日銀総裁においでいただいておりますが、連日国会にお運びいただいておりますが、それだけ日本銀行の動向が大変重要な局面になっていることだと認識しておりますので、是非御協力をいただきたいと思います。

初めに、今日は十項目ほど質問を事前に通告申し上げておりましたが、財務省の最後の税制の話と農水省の予算の話、時間がもし足りない場合にはそこまで到達しない可能性がありますので、その場合には関係者の皆さんにはお許しをいただきたいというふうに思います。

もっとも、農水省に最初に申し上げておきますが、今回の予算案に入っている、今日の質問にありますそのための農業推進に関する調査予算二十三億円の中身について本会議でお伺いしました

が、本会議における松岡大臣の回答には全く納得をしておりませんので、今日もし時間が足りません場合には改めてまたお伺いをさせていただきますとを申し上げておきます。

海外の貿易諸制度を調査するために、もちろんそのほかのものも若干入っているとはいえ二十三億円と、外部の専門性を有する調査機関を活用することが効果的かつ効果的であるとのことから計上しているところでございますというのが本会議での答弁ですが、これは農水省の皆さんの本来の職務であって、何のためにこの予算が付いているのか全く理解不能でありますので、そのことを冒頭申し上げておきます。

そして、財務大臣には、やはりこういう予算をもつときつちり査定していただければ、予想外の税収増はもつと国債の発行残高削減に回せるのではないかとというのが私の基本的認識でございますので、まず来年度予算案の新規国債発行額の減少額の評価についてお伺いをしたいと思っております。

私はもつと減らせるのではないかとという認識でございます。いかがでしょうか。

○国務大臣(尾身幸次君) 私どもとしては、思い切って歳出の削減をいたしまして、この公債発行の減額に取り組んだと思っております。

二〇〇七年度の予算では、一般会計の歳出総額約八十二・九兆円でございますが、税収等は五十七・五兆円でございまして、結果として、歳出総額の約三割に相当する二十五・四兆円を公債の発行によって賄われている状態でございます。

税収につきましては、二〇〇六年度の四十五・九兆円から五十三・五兆円と、七・六兆円的大幅増加を見込みましたが、国の政策的経費である一般歳出につきましては、高齢化等による社会保障の自然増等がある中で、特別会計改革の影響を除きますと、実質〇・三兆円の増加にとどまっております。

したがって、実質的には、税収上のほとんどを財政健全化に振り向け、歳出削減を徹底した

予算であるということをまず申し上げたいと思っております。

○大塚耕平君 その御回答は本会議のときにもお伺いしたわけですが、税収増プラスアルファぐらい削減する意気込みがあつてこそ対GDP比で四八%に及ぶ財政赤字を減らしていく端緒になるんではないかと思つたので、これは評価については物別れでございますが、私はもつと削減できるのではないかとこのことを申し上げておきたいと思つた。

また、そのことをしつかりやっていただかないと、結果として、国債の金利負担を軽減するため、意図的か意図せざるかは別にして、やはり低金利に対するインセンティブが財政当局は高まりますので、そのことが日銀の金融政策にも陰に陽にいろんなバイアスとなつて影響を与えていると、私はそのように考えております。

そこで、日銀総裁にお伺いしたいんですが、昨年のこの委員会でもお伺いしたんですが、金利というのは本来ある一定の平均的な水準に長い目で見てと収まるものではないかなというふうに感じておられますので、一九九〇年代以降の超低金利政策に基づくと、そのことに伴う預金者や家計の想定逸失金利というのがどのくらいであつたかというところをお伺いしたいと思います。

昨年この席でお伺いしたときには、一九九三年ごろの金利水準を平均とすると仮定した場合ですが、計算上は百八十兆円になるという御回答をいただいた記憶がございます。それから一年たつておりますので、改めてまた数字をお伺いしたいと思つた。

○参考人(福井俊彦君) 昨年お答えしましてから、御指摘のとおり、ちょうど一年かどうか分かりますが、ほぼ一年たつております。

改めて、同じ計算方法に基づき御指摘の額を申し上げますと、国民所得統計における家計の受取利子額は、これが一九九三年における年間の受取利子額は二九兆円でございます。その後ずっと金利が低下して減つたということであります。

もし、九三年の受取利子額がその後もそのまま続いたと仮定した場合と実際の家計の低金利による減額された受取額との比較で見たその差額の累計は、二〇〇五年までのところしかまだ計算できませんが、累計で百九十七兆円でございます。

去年申し上げたかどうか記憶にありませんが、九一年をスタートにしますと、もう少し額が大きくなります。九一年の受取利子額は三十八兆九千億円ということであります。これがそのまま二〇〇五年まで続いた場合を仮定し、それとの比較で実際の受取利子額との差額というのを出しますと、三百三十一兆円ということになります。

余計なことではありますが、家計部門の利子所得の減少がこれまでの低金利政策のマイナス面の一つだということは御指摘のとおりであり、そのことは認識しております。ただ、金融政策の評価は、その家計の利子所得の減少という面だけでなく、一方で借入金金利の低下の影響などを含め経済活動全般に与える効果というものを総合的に判断する必要があると私も引き続き考えております。

○大塚耕平君 次に伺いたかつた超低金利が長期化する場合のメリット、デメリットということも踏み込んで御回答いただいたと思うんですが、おっしゃるとおり、もちろん金融政策というのは上げて下げてメリットもデメリットもあるということ、それは私自身もそのように理解をしております。したがつて、上げる方向も下げる方向も過ぎたるは及ばざるがごとしというのが金融政策の基本だというふうにして思つておりますが、昨今の経済状況を見ておると、もちろん前回のバブルのときと同じような状況にはなっておりませんけれども、やはり、この委員会ですつと私が申し上げておりますが、異常な金融政策は必ずどこかで異常なゆがみやひずみを生むということをお断り申し上げます。

昨今の状況を見ますと、チャイナ・ショックの原因になつた過剰流動性であるとか、あるいは日本の国内における一部の株やあるいは不動産関連

の商品の限定的な部分の市況等はやはり何がしかの影響が出ていたのではないかなという気がいたしますが、その点について率直な御感想をお伺いしたいと思つた。

○参考人(福井俊彦君) 先般二月の政策決定会合で、日本銀行では政策金利水準を〇・二五%ポイント引き上げたわけでありまして、先行きの金融政策の運営につきましては、私どもとして引き続き極めて低い金利水準による緩和的な金融環境を当面維持し、そういうふうにながら経済・物価情勢の今後の変化に応じて徐々に金利水準の調整を行うと、こういう基本方針を堅持いたしております。こうした金融政策の運営は、物価安定の下での持続的な日本経済の成長の実現に貢献するものだ、そういう考えに基づいているものでございます。

金融政策の運営は基本的には国内経済・物価情勢、これを中心的に見据えながら今後とも判断してまいりますけれども、同時に、より幅広く資産市場の動き、金融市場の動き全体に十分目配りをしながら、本日にこのグローバル化された日本経済、グローバル化された経済と一体となつて動く日本経済が今後ともバランスの取れた姿で推移していくようにという視野は決して失つておりません。

おっしゃるとおり、仮に経済・物価情勢と離れて低金利が長く続くんだという期待が広く定着するような場合には、金融機関や企業などの経済主体はそうした期待を前提として行動することになつてしまふというリスクがあります。現にそうなるという意味ではございせん。そういうふうになるリスクがあるというふうには考えられません。もしそうならば、金融・資本市場において行き過ぎたポジションが構築されたり非効率な経済活動に資金やその他の資源が使われて、長い目で見た資源配分にゆがみが生じ、最終的に息の長い経済の成長を阻害する可能性があるというふうには思います。こうした起こる蓋然性は低くても起こればコストの高いリスクというものに今後とも

十分配意しながら金融政策をやつていきたいというところであります。

昨今の世界的な株式市場の調整、上海における株価の下落をきっかけとするものでございまして、目下のところ、私ももちろんでございますが、世界の中央銀行の多くの方々が見ておりますところは、世界経済あるいは物価の先行きのファンダメンタルズに即座に害を及ぼすというふうなものではないだろうというふうに見られております。マーケットの中で、やはり投資家自身が自ら取りつつあるリスクについての評価を見直して、市場が自律的な調整を今進めている、そういうものだというふうには理解しております。

ただ、市場の動きは決して安心できない、ともすれば行き過ぎになるし、最終的には実体経済に悪い波及効果を及ぼす危険というのは常にあるものですから、冷静に今後の推移を見ていきたいと、これが基本的な立場でございます。

○大塚耕平君 行き過ぎた金融緩和の影響というのは金融機関の経営にも当然何がしか影響を与えるわけであります、先般、あるメガバンクの方と話をしておりましたら、二酸化炭素の排出権の取引の証拠金として数十億ドルの融資を金融機関から受けるのか受けないのかというお話をお伺いしたことがあります。

これなんかも、実は前回のバブルのときには排出権取引というのはなかったわけですが、やはり時代が変われば違うところでゆがみが発生してくると。この排出権取引というのは、もうどうやってその実態を検証したらいいかすらよく分からない分野なんです、こういうことが私の耳にも仄聞情報として入ってくるような事態でございますので、金融機関の経営にこの行き過ぎた金融緩和というのがどのような影響を与えるのか、またどういふふうな配慮をしなければならないのかを監督官庁の金融庁の担当大臣として、山本大臣に感想をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(山本有二君) 超低金利が長期化する場合の金融機関及び預金者にとって想定されるメ

リットとデメリットいかんという御質問だと思ひますが、まず低金利の経済への影響につきましては、一般論として申し上げれば、例えば設備投資需要の刺激等を通じてマクロの支出性向を高めるものであらうと考えております。

このような低金利下では、金融機関にとりましては、まずは景気の回復に伴う信用コストの低減、これがあらうと思ひます。次に、預金の支払利息の低減など、メリットが考えられております。他方、貸出金の利息収入の減少といったデメリットも考えられるところでございまして、預金者にとりましては、預金の受取利息収入の減少といったデメリットが考えられる一方で、景気の回復に伴う雇用、所得の改善や住宅ローン等の借入金金の支払利息の軽減といったメリットもまた考えられておられるところでございまして。

こうしたように、低い金利水準が金融機関や預金者に与える影響につきましては、委員おっしゃるように一概に申し上げることはできませんけれども、いずれにいたしましても、金融庁といたしましては、金融機関が財務の健全性を確保しつつ適切に金融機能を発揮するよう、日ごろの検査監督に努めてまいることが大事であらうというふうに考えております。

○大塚耕平君 必ずしも通告した文書のとおりにお伺いしていないわけですが、私がお伺いしたかったのは、金融機関にも超金融緩和の影響というのはまた経営にいろんな面がゆがみを生じさせる可能性があるもので、しっかりと監督をしていただきたいということをお願いしたわけでございまして、やっぱりこれだけ金余りになりますとそれは何らかの形で運用しなきゃいけないですから、十五年前にはなかった取引で、いろんなことが水面下で起り始めている。これは、監督官庁や日銀のお立場じゃない方が耳に入りやすい場合もあるんですね。そのことを申し上げたくてお伺いしましたので、まあ超金融緩和のデメリットとしてまた金融機関の経営が大変高いリスクを

伴うことにならないように、しっかりと監督をしていただくたいなと思ひます。

日銀総裁にも一つお伺いしたいんですが、今後どういふ視点で金融政策を運営していくかという点において、十二月ごろの総裁の御発言と先般の利上げの際の御発言等を比較しておりますと、物価に対する付言の程度が、触れ方の程度が随分変わったような気がするんですが、つまり、随分物価のことを去年の暮れは気にしておられたような気がするんですが、年が明けてから、必ずしも物価だけではないというようなニュアンスで、私は一読者として、新聞の読者やニュースの視聴者として感じ取っているんですが、物価に対する見方は多少お変わりになりましたか。

○参考人(福井俊彦君) 私ども日本銀行が金融政策の運営を行い続けておりますこの途上において、物価の安定に対する理解は基本的に不変だといふふうに御理解いただきたいと思います。

昨年春に量的緩和と政策から脱却いたしました時点で、日本銀行としては物価の安定というものは中長期的な理解の上に立つと。それは、あえて政策委員会のメンバーの頭の中にあるイメージを数字で抽出すれば、ゼロ%から、これはCPIでございまして、ゼロ%から二%の範囲内で中長期的に安定的に推移するということを念頭に置いて金融政策をやつていきますと、こういうことでございまして。それで、それを前提としながら、現在、幸いにもここまで回復してきました日本経済の回復力を更に本物にしていきたいと、私どもの言葉で言えばより息の長い拡大というものを確保していきたいと、こういうふうには考えているわけでございまして。

その時点その時点における記者会見等におきまして私の発言は、主として質問に対してお答えしておりますので、その質問の中身が変わってくる、原油価格がずっと上がっている場合の質問の中身と、原油価格が下落しているとは言いませんけれども、少しかつて比べて安定的な動きをしている現在のところは質問の中身が変わってきておりま

す。それに対する私の答えをつなげますと、物価安定に対する私どもの判断基準が変わつたような印象を与えておられるとすれば、私の答弁の仕方が下手なのでございまして、基本的には中長期的な物価安定をしっかりと確保していくこととあります。そして、原油価格の変動に伴う刻々たる物価指数の変化につきましては更にきめ細かいコメントを私は加えておると、そういうふうには御理解いただければというふうに思ひます。

○大塚耕平君 私の個人的な意見ですが、これは財務大臣が塩川大臣であつたところからずっとこの委員会でも議論している話なんですが、物価というのも余り十年前、十五年前、二十年前の常識でとらえない方がいいんじゃないかと。つまり、技術革新やらあるいは生産性の向上によつて、ひよつとしたらいい物価の低下というものもあるんじゃないかという議論を随分ここでやらしていただいて、まだ決着付かないまま大臣がいなくなつたわけでございまして、ひよつとすると、中長期的に安定的にプラスという、そういう考え方自体も、言わば昔からの基本的な考え方としては分かるんですが、もう経済の構造も時代も変わつていきますから、必ずしも中長期的に安定的にプラスにならなくても、超金融緩和のデメリットを是正するためには金利を引き上げなければいけない場面もあるのではないかなと。あるいは、必ずしも物価がマイナスだからといって悪いことばかりではないということをお願いしたいと思ひます。

また、私たちは政治の場で働かしていただくというところで、それぞれ選挙区に行くといろんな場面に遭遇するんですが、いや、本当にこの十五年前の超金融緩和によつて何が起きているかという、大体二十代の後半から若い世代の人たちは、金利というもののに対する感覚がもう全く僕たちと違つておられます。例えば、高校生や中学生が三年玉もらつて、それを郵便局や銀行に預けて、三年ぐらい我慢すると金利が付いて、その金利で買いたい物を買ふとか、もうそんな感覚全くないで

す。したがって、手にしたお金はすぐ何かに使うか、それこそちょっと株でもやってみようかという感じになっているんですね。

そういう皮膚感覚で感じ取っている超金融緩和の、これを必ずしもデメリットと言うつもりはありませぬけれども、超金融緩和の影響というものは恐らく日銀がお感じになっている以上のものがあるというのが私の皮膚感覚ですから、物価が中長期的に安定的にプラスになるという、そういう言わば、あえて固定観念と申し上げますけれども、固定観念にとらわれることなく、今の物価の安定ないしは微妙な物価の下落というものは必ずしも悪いものではないかもしれないということも念頭に置いて金融政策を運営していったいただきたいというふうに思いますが、その点についての御感想をちよっとお伺いしたいと思います。日銀総裁にお願いいたします。

○参考人(福井俊彦君) 私ども、物価の安定につきましては、これはあえて常にかなり深掘りしながら、物価が上がることも下がることも、基本的に何か問題がありやしないかという目で判断を加えてきております。

ただし、物価が下がったから、あるいは物価が上ったからといって、即全面的にこれをいいとか悪いとかいうふうに色分けすることも非常に危険だということに思っております。なぜそうなっているかという理由を明確にまずつかむこと、そして、極めて限られた理由で物価が上がっている、下がっているという場合には、それは一時的なものであるかどうか、一時的なものであっても、それが害のあるものであるのかないのかと、そういうふうに、かなりきめ細かく判断しながら、最終的には中長期的な物価安定の理解の概念と矛盾しないかどうかと、こういう判断を絶えず繰り返しているということでございます。

日本銀行ですので、物価が低けりや低いほどいいというふうに先験的に思っているわけではありませぬ。逆に、物価が少し上がるということに対して過度に神経質になって、我々は引締めバイア

スを持つているに違いないと、こういうふうにいる込まれ過ぎるのも非常に良くないことだなというふうに思っております。

○大塚耕平君 いずれにしても、適切な金融政策の運営に御尽力いただきたいと思いますが、やはりこれから日銀が金利を引き上げるといような予測が出るたびに、財務省ないしは政府との関係が問われる場面が数年間続くであろうと個人的には思っておりますので、そこで、今後そういう事態が生じた場合に議論が混乱しないように、現時点で私自身整理の付いていない問題について、率直に今日意見交換をさせていただきたいと思うんですが。

それは、お手元に配らせていただきました資料でございます。議決延期請求権を政府が行使された場合に、その後一体どういう展開で何が起きるかということが、実は余り何度も過去にこのことが起きていたわけではありませぬし、というか一度しかなかったわけでありまして、少し想像力をたくましくして、幾つかの展開を想定して御意見を伺いたいと思うんですけれども。

そもそも、実は今日財務省、財務大臣に、今の日銀の金融政策は国債管理政策上の考え方と整合的であるかということをお伺いする予定であったわけですが、これはまあお伺いしても、いや整合的ですよというお答えしか多分返ってこないと思いますので、で、整合的であれば、日銀が何らかの金融政策の変更をしようとしたときに待ったを掛けるということとは、それはあり得ない話なんですね。しかし、日銀法の第十九条に議決延期請求権が規定されているということは、これは必ずしも整合的でないから待ったを掛けるわけでありまして、そういう前提に基づいて幾つかお伺いをしたいと思うんですが。

さきの本会議で、日銀法第四条の日銀と政府の政策が常に整合的であるべきであるという、この規定は努力規定か義務規定かということをお伺いしたときに、内閣法制局は、これは義務だということに明確に御回答になりました。とすると、こ

の私のお配りした絵をごらんいただきたいんですけれども、政策決定会合一、二というのは、ある時期の一回目、そしてその次の政策決定会合という意味であります。政策決定会合一回目が行われるときに議決延期請求権を政府が行使した場合は、これは第四条の義務規定をしつかり果たしてはなかつたということにならないでしょうか。これは財務大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(尾身幸次君) 今、議決延期請求権につきまして御質問がございましたが、先ほど、私としては聞き捨てにできないお話が一つございましてので、申し訳ございませんが、この点について一つコメントという問題提起をさせていただきたいと思っております。

今委員は、先ほど私どもが財政健全化に全力を尽くして六兆三千億の財政健全化をしたというふうに申し上げましたときに、まだ歳出削減努力は足らないと、こういうふうにおっしゃいました。これは予算委員会の議論あるいはこの財政金融委員会の議論におきまして、例えば福祉の切捨てをし過ぎではないかと公共事業も切り捨て過ぎではないかと、あるいは教育費、科学技術、中小企業等についてはどうかという、非常にそういうお話がございまして、全体として予算削減努力が足りないという話は余りなかつたように思いますが、したがって、今のそういうことと比べても、し予算削減努力が足りないというのであれば、どういう項目についてもっと切り込むべきであるという委員の御意見を、今すぐではございませんが、何らかのときには是非お聞かせをいただきたい、こういうふうに思います。

それから、この議決延期請求権等に関しましては、平素私どもは日銀と意見調整を十分にしております。この議決延期請求権というのは、基本的に法文ではそうなっておりますが、原則として行使をしない立場で、金利の決定等の具体的政策については日銀にお任せするという考え方でございまして、現在の物価安定下の順調な経済成長を金融面から支えていただきたということとは

申し上げておりますけれども、具体的な金利の水準の在り方については、基本的には日銀で決めていただくべきであるというふうに考えております。

○大塚耕平君 いや、決めるのは日銀だというのは分かるんですけども、日銀法四条は義務規定だというわけですから、政府と日銀の十分な意思疎通が常に行われている状態で政策決定会合が開かれるというふうには私は理解していますから、そこで議決延期請求権を行使するということは、それまでの意見調整が十分ではなかつたということですので、義務規定に反するのではないかと、このことをお伺いしたんですが。

それでは、ちよっと実務的に詰めさせていただきますんですが、確かに、行ってみたら、政府の関係者が政策決定会合に行ってみたら、そこに提出された議案は昨日まで聞いていた話とはちよつと違うニュアンスのものが出てきたということであれば、ちよつと待つてくださいという延期請求権、これは分かるんですね。それは分かります。

そういう観点で申し上げますと、これはもし総裁や財務大臣で実務的なところまではということであれば参考人の方で結構なんですけれども、議案を提出するしないについて、政策決定会合の前に提出するかもしれないよというあらかじめの告知ということは日銀から政府に対して行われるんでしょうか、行われないんでしょうか。簡単にお願いします。事実関係でいいです。

○政府参考人(勝栄二郎君) そういう告知はいただいております。

○大塚耕平君 そうすると、告知をしていない中でいきなり提示をするということですから、昨日まで聞いていた話と違うというニュアンスで議決延期請求権をそこで行使するというのは、これは分からないではないです、分からないではないです。

さて、そして、議案を提出した段階で、あるいは提出しようとする段階で、これは先般、一昨日も大久保さんが質問していただいた話にかかわつ

てくるんですが、その段階で初めて議決延期請求権を行使するかどうかを会場から、政策決定会合の会場から政府に連絡をして、政府の出席者が確認を取って指示を仰ぐという、こういう手順であるということでしょうか。

○政府参考人(勝栄二郎君) 先般の決定会合の場合、議長から提案が行われましたときに、政府の代表者から中断を提案しまして、それでその間に、中断時間の間に政府委員、政府の代表者が控室に戻りまして、それでその場合には、前回は随行者が本省と連絡を取ったという次第でございます。

○大塚耕平君 ということは、議案が提出されたら常にそこで中断があるわけじゃなくて、中断を政府の方から、政府の出席者から、中断してくださいという申出をしないと中断しないということですね。

○政府参考人(勝栄二郎君) はい、そのとおりでございます。

○大塚耕平君 そこで、中断をして連絡を取って、いや、これは議決延期請求権を行使しなさいという指示があれば、指示があればそこで行使をするということだと思えますが、その場合、議決延期請求権を行使するしないの判断はだれに仰ぐことになるんでしょうか、連絡を受けた政府サイドとしては。

○政府参考人(勝栄二郎君) 議決延期請求権の行使は、法律上、財務大臣及び経済財政担当大臣、両方にありまして、したがって、その両大臣が一致して行使するものだと思っております。

○大塚耕平君 昨日の話とも関係があるので、大体の数字でいいんですけども、そうすると、財務大臣と経済財政担当大臣のお二人に判断を仰ぐということは、政府委員、政府の出席者が日銀から連絡を取って両大臣につながるまでの間に大体何人ぐらいの方がその情報を知り得ることになるんでしょうか。

○政府参考人(勝栄二郎君) お答えいたします。そのケース・バイ・ケースだと思いますけれど

も、基本的にはその出席者、随行者及び大臣と、あとその秘書官とか、極めて限られた範囲だと思っております。

○大塚耕平君 今のお答えも、先般、大久保さんがホットラインをちゃんと用意してくださいた言ったことも関係があるんですけども、ケース・バイ・ケースですというのは、これは驚きです。

例えば、大臣が海外に出張しておられることだつてあるわけですよ。一体、どういうルートでだれが連絡を取って最終的に大臣の判断を仰ぐのかというところは毎回明確にして、情報を知り得る立場にいる人がだれとだれとだれだということ、これは後で国会で問われたときに、知り得る立場にいた人はこういう立場の人たちですと、いうことを全部明確にしていただけするようにするべきではないかと私は思いますが、その点については大臣はいかがでしょうか。

○国務大臣(尾身幸次君) 基本的には財務大臣と経済財政政策担当大臣の二人でございます。どういうチャネルで来るかは別として、私のところに現場にいる副大臣から参りまして、私と経済財政担当大臣二人が決めるということでございます。あとの人は単なる連絡係であります。

○大塚耕平君 いやいや、大臣、それは理解してあります。決めるのは両大臣なんです、その過程で、連絡、メッセージをやる人たちが一体何人ぐらいいて、それはだれなのかということがそれはケース・バイ・ケースでよく分からないということでは、その途中で情報リークが起り得るのでそこは明確にされた方がいいですよという提案なんです。それについてはいかがですか。

○国務大臣(尾身幸次君) これは、関係者全員が要するに公務員法の規定によって守秘義務がございます。そのときそのときに、どういふふうにするかは別として、責任を持って私がその状況を聞いた上でその議決延期請求権を行使するかどうかは決定するということでございます。

○大塚耕平君 まあ水掛け論ですからこのぐらい

でやめておきますが、もちろん決定されるのは両大臣だということは理解してあります。皆さんに守秘義務が掛かっているということも理解してあります。しかし、現実には先般のようなことが起きるわけですから、やはり後でしっかりと情報がどういふ人たちを経由して流れたかということをとくべきだという提案だけは申し上げておきます。何かありますか。

○国務大臣(尾身幸次君) この委員会でも先般議論になりました明快になったと思いますが、日銀の方から金利の引上げ、俗語で言う金利の引上げについて提案があった時点、つまり副大臣がそれを知った時間はNHKの放送があった時間の後でございます。私もとしては放送の前にはそのことを知っていたわけではございません。この点は前回この委員会でも明確にしたところでございまして、そういう前提の下で御議論をいただきたいと思っております。

○大塚耕平君 その前提は前提なんですけれども、転ばぬ先のつえと申しますか、今後のことも考えると、しっかりと確認を取って、そういうだれとだれを経由して伝わるかということを明確にしておくべきだということを申し上げているわけがあります。

それと同時に、もし大臣がそのことを前提におっしゃるんであるならば、これは日銀にも跳ね返ってきますけれども、日銀総裁はNHKが憶測で流したのではないかというふうに言っておられますけれども、これは報道機関も報道機関のプライドがあるでしょうから、必ずしも、何も根拠なしでそういう報道をするということは報道機関の体面としてちよつと考えにくいという部分もあって、そう、まああることはあるんですが、やはり、日銀内部でも事前に、今日は、今日はひよつとしたら提案があるかもしれないということについて、そういうことを知り得る立場にいる方々というのは一体だれとだれとだれなのかという

掛けられないような厳格な運営をしていただきたいということを、これは要望をしておきたいと思っております。

その上で、お配りした資料にちよつと目をまた転じていたいただきたいんですが、議決延期を仮に請求してこれを行使した場合、この絵にありますように、この点々のところは実際にはしなかつたという意味で点々にしてあるんですが、政策決定会合の一回目のときに政府が議決延期請求権を行使しました。そのため議決が延期されました。延期されて、その次のときにはこれは議決をされるわけですが、これ実務的にちよつと確認をしておきたいんですが、再度同じ提案に対して議決延期請求権を行使するということが、これはあり得るのでしょうか。

○政府参考人(勝栄二郎君) 済みません。この御質問については事前通告をいたしていませんので、一般論と申し上げますと、法律上ですけれども、妨げる、その再提案をすね、妨げる条項はないと思っております。

また、一般論と申し上げますと、その前の決定会合との間で、ここに、先生のその資料に書いてありますけれども、追加的経済指標の発表あり、ない場合二つありますけれども、経済情勢の例えば相当な変化があるかもしれないし、そういうものを全部含めると、やはり一概に再提案できないということもなないと思っております。

○大塚耕平君 確認ですが、この法律を作るときに、新日銀法を作るときに、同じ提案に対して議決延期請求権を二度、三度行使できるのかということについては、明確な法解釈上の共通認識はなかったということではないですかということが一点と。

それから、ここに書いてありますが、前回の会合で議決延期された提案は、再提案しないと、それは提案されていることにならないのかどうか。つまり、提案されたんだけれども、議決延期請求権が行使されたので、もうそれは提案された状態で次の委員会にかかって、再度議決延期請求権が

行使されなければ即議決に入れるのかどうか、こ
こはいかがでしょう。

○国務大臣(尾身幸次君) この趣旨は、そのとき
の経済情勢に応じて日銀の政策決定会合で提案を
され、また議論をされ、政府の方も、そのときの
経済・財政状況を全部総合的に考えて議決延期請
求権、これは例外的なものでありますからそれを
使うというようなことは原則想定していないんで
ありますが、それを使うかどうかの判断はするわ
けでありまして、前回提案されたものが一か月前
二か月後の経済状況が変化する場合それが生き
ているとか、あるいは、一遍提案したもんだから
また提案がなされたものであると自動的にみなさ
れるということはないと思っております。

○大塚耕平君 いや、そこは大臣、重要なところ
で。

しかし、議決延期の請求権ですから、提案され
たものは、それは事実として残っているという理
解で僕はいたんですけれども、そこはいかがです
か。再提案がされないで議決できないんですか、
いったん提案されたものについては。

○政府参考人(勝栄二郎君) お答えいたします。
議決延期請求権を行使しますと、そこで、政策
決定会合で採決を採ります。自動的に延期される
わけではございません。仮にその決定会合で採決
の結果、それがそのテーマとして、その議題につ
いての採決を延期しましょうということになりま
すので、その会議においてはもう、その何と言っ
てんですか、提案の機能が果たされたと思ってい
ます。

○大塚耕平君 別に私も何か明確な回答があつて
お伺いしているわけじゃないんです。今後、こう
いうことが起こり得て大変混乱を来すと、海外か
ら見て、一体日本の金融市場の中央銀行と財務省
の関係はどうなっているんだというふうにならな
いように、今のうちにきつちり私たちも共通認識
を持たしていただきたいということなんです。し
かしらば、ちよつと違う視点で申し上げます
と、財務大臣は一か月も二か月もとさつき申し上

げましたけど、政策決定会合、二か月も空くこと
はないと思いますので、前回議決延期請求された
後に九人の審議委員の皆さん、政策委員の皆さん
はその間、次の会合までに政府とどういう関係に
置かれるのかということですが、三月九日の本会
議での法制局長官の答弁をこの下に書きました
とおり、議決延期請求権は、政策委員会の議題に
ついて一定の期間の検討や政策委員会に対し十分
な説明を行う機会を確保するための仕組みと、こ
ういうふうな答弁されたわけですね。

そうすると、次の会合までに政府の関係者が九
人の政策委員に対して何かこの説明行為とか説得
行為、つまり個別に接触するということがあるん
ですか。

○参考人(福井俊彦君) 大変恐縮でございます
が、今の御質問の前に、日本銀行で今話題になっ
ております金融政策そのもの、金利の変更にござ
いますね、これは政策委員会のメンバーで議論し
て、最終的に、例えば私が多数意見をまとめて提
案するという場合、次回金融政策決定会合までの
金融市場調節方針として提案しているわけであり
ます。それに対して、仮に政府の方から議決延期
請求があり、政策委員会がそれをもつともだとい
うことで議決延期に應ずるということになれば、
この政策は採択しない。つまり、今回の政策決
定会合まではこの政策は採択しないということに
ありますので、今回の政策決定会合におきまして
は、さらにその次の政策決定会合までの調節方針
ということを新たに議論して、新規に提案するこ
うことになりました。

したがいまして、議会の法案のように、こう何
といふときは、審議未了のまま継続審議というこ
ととは形式的には合わない概念だということをし
ちよつと御理解いただきたいと思ひます。
○大塚耕平君 今のは非常に重要な御答弁で、で
あるとすれば、議決延期請求権という言葉から私
たち及び市場関係者が受けている印象と随分この
実態は違つて、要は拒否権と、ちよつと言葉がき
ついですけれども、その提案された議案をいつた

んそこでシャットアウトして、次までは今までど
おりにやるということですから、提案された議題
を、まあ言わば否決権と言つてもいいかもしれま
せんが、拒否権と言つてもいいかもしれません。
そういうものであるということですね、実態的に
は。

○参考人(福井俊彦君) 拒否権とまた違いますの
は、拒否権というのは、いったん発動されますと
本当にその議案は拒否されます。ところが議決延
期請求権は、この日銀法第十九条の三項に、議決
延期の求めがあつたときは、政策委員会は、その
求めについての採否を決定しなければならな
い。つまり、延期請求に応じるかあるいは応じな
いかということを決めるという法律になつて
います。

したがいまして、そういう意味では拒否権では
ないと。やはり、日本銀行自身としても今回の政
策決定会合までに改めて考え直すかどうかとその
判断を改めてするという、そういう余裕をこの法
律は残しているわけでございます。

○大塚耕平君 そうすると、次回までに改めて判
断をするというときに、先ほどの質問に戻ります
けれども、政府はその場で議決されると困るわけ
ですから、困るというか、それは待つてくれとい
うことですから、皆さんが分かりましたというこ
とで議決をしません。そうすると、九人の審議委
員に、政策委員に対してその後、政府は何らかの
説得工作を行うんですか、それとも全く接触しな
いんですか。

○国務大臣(尾身幸次君) 今、日銀総裁がお話に
なりましたように、議決延期請求権を行使した場
合には、議決が自動的に延期されるわけではござ
いまして、この請求の採否を日銀政策委員会が
多数決で決定することでございます。したがいま
して、その時点で議決延期請求権行使を認めると
いうことを政策委員会が決めればそうなります
し、もしこれが否決されればこの政策委員会の決
定は政策委員会として決定となると、こういうこ
とでございます。

その前の月にやつたそういう手続は、次の月の
政策委員会合の議案提出その他に形式的には全
く影響を及ぼさないものであると、別物である
というふうな考えをしております。

○大塚耕平君 そうすると、いや、今の財務大臣
の御説明は分かります。ということは、議決延期
を請求して、この議決延期請求を認めるかどうか
ということとその場の九人の皆さんが、じゃ認め
ましようということとをそこで採否を採るわけだ
から、そこでオーケーということになったとい
うことは、事実上、事実上その提案が否決された
のと同じ効果があるという理解でよろしいで
すか。

○国務大臣(尾身幸次君) 提案をされたけれど、
議決延期請求権が出されて、その議決延期請求
が採択されたということでありまして、提案そ
のものは採択されないということになると思ひま
す。

○大塚耕平君 私がこれ何をお伺いしたいとい
うか、何を疑問に思つているかというところ、先ほど来
の、この次の会合までの間に九人の政策委員に対
して説得工作があるのか接触があるのかというこ
ろは今のところ全然御回答が出てきてないとい
うが、つまり、もし次の政策決定会合までの間に
政策判断にかかわるような追加的な重要な経済指
標の全く発表がないままにですね、ないままに次
の会合を迎えたときに、前回は、前回は賛成する
であろう方々が、これは想定ですけれども何と言
えませんが、次回もし反対に回つたとすれ
ば、経済環境が全く変わらぬのに、政府が議決
延期請求権を行使したという事実だけをもつて判
断が変わるというその現象が生じるわけですね、
現象が生じるわけです。それは理解いただけませ
うね。勝さん、これは理解いただけますよね、私
が今申し上げたことは。
○政府参考人(勝栄二郎君) 議案の提案は各委員
も提出できると思ひますけれども、それに対
して仮に議決延期請求権の議案を提出した場合
に、政府が、決定会合は自らの意思でそれを判断

しますので、もちろん政府の出席者は票を持っていませんので、ということで、あくまで決定会合の判断だと思っています。

○大塚耕平君 いや、だから、榊問答のようで恐縮なんですけれども、結局、経済環境に対する判断は九人の委員の方それぞれが、環境が変わらなければイエス、ノーは変わらないはずではないかというのを私は申し上げているんです。イエス、ノーが変わらないはずの中で、一回議決延期請求をして延びたときに、その間に全くその政策に影響を与える経済指標が発表されないにもかかわらず、ある方の判断が例えばイエスからノーに、ノーからイエスに変わった場合に、その方は政府が議決延期請求権を行使したという事実だけをもって判断が変わったことになるわけですね。(発言する者あり) いやいやいや、ほかに何にも出てこなければですよ、ほかに何も出てこなければ。単純化すればです。

だから、つまり、経済環境に対する判断をするのが政策委員の役割なわけですから、議決延期請求権を行使した段階で、あるいは行使する前と比べてもいいかもしれません、いったん採決する意義というのは私はあると思うんですよ。その時点における判断。しかし、それをそのまま決定事項として実施するかどうかということに対しての実施延期だったら分かるんです。

これは、なぜ今日こんなことをお伺いしているかというと、今後この問題をめぐって恐らく、スムーズにいつているときはいいですよ、スムーズにいかなくなったときには財務省ないしは政府と日銀の関係をまたマスコミの皆さんにいろいろ書き立てられるわけですね。そのときに混乱がないようにもう一回再整理をしていただきたいというのが質問の基本的な趣旨なんです。

この議決延期請求権を行使するということが、もし言葉どおりならですよ、言葉どおりならば議決延期を認めたということですから、これ延期です、ということは、同じ提案に対してもう一度は議決をするというのが言葉の語感から受ける

常識的な感覚ですよ。でも、さっきのお話ですと、その議決延期請求権を認めるかどうかをいったん採択して、それは言わばチャラになったんだという大臣の御説明ですから、そうするとこれは議決延期ではなくて、いったんその議案は否決されたのと同じ効果を持つわけですよ。だから、この議決延期請求権のその法的意味というものが、実はこの新日銀法が作られたときに、まあいろいろ議論はされたと思うんですけども、そのとき議論されていたいろいろ解説された内容と、今、まあ二〇〇〇年に一回だけ行使されましたけれども、あるいはこれから行使されるかもしれないという中において、我々がニュースを聞いて受ける印象と実態と大分乖離しているのではないかということをお願いしたいんです。

これは、じゃ、もしどなたかお答えいただけるようであれば。

○参考人(福井俊彦君) 議決延期請求権と申しますのは、その日の政策決定会合で幾つかの議案の提出があったといたしました場合、その中のどの議案に対して議決延期請求が出てくるかという問題なのでございます。

例えば、ちよつと極端な例を申し上げますと、金利を引き上げるといふ提案と、逆に引き下げるという提案と両方出たといふ提案です。そして、政府の方から利上げに対して議決延期をすべしと、こういう提案があった場合で、政策委員会のメンバーが政府の延期請求はもつともであるといふこととでこれを受け入れた場合には、金利を引き上げるといふ提案は議決には付きないと、これはもう論理的に、議決を延期しておりますのでこの議決には付きないと。

ただ、一方で、金利を下げるという提案があれば、これは当然議決に付します。そして、これが通れば、現状維持ではなくて今回は金利を下げるという結果になります。ところが、この金利を下げるという提案に対して政策委員会がこれを否決いたしますと、結局のところノーチェンジと、結果としてノーチェンジと、次の政策決定会合

で、その時点から更にその次の政策決定会合までの期間の金融調節方針について新たに議論をする。

で、その間に状況の変化というのが全くない場合とおっしゃいましたけれども、現実にはやはり多かれ少なかれ状況の変化は当然ありますし、先行きの経済の読み方についても変わります。それを織り込んで議論すると。

ただし、政策委員会の一人一人のメンバーが前回の、つまり議決延期請求があったときの政策委員会においてどういう意見を開陳しどういふ議論を展開したかといふことは、議事要旨、議事録でかなり詳細にディスクローズされます。したがって、その後の新しい政策委員会において各委員の議論の展開に一貫性があるかないかと、経済情勢の変化も織り込んだ上での一貫性があるかないかといふことは透明性を持って御確認いただける。それ以外の要素で議論が曲げられるといふふうな独立精神に欠ける政策委員がいるかどうかということも御確認いただける、そういう仕組みになっていると思います。

○大塚耕平君 おっしゃりたい意味はそれなりに理解しているつもりですので、しかし、今までの御説明をお伺いすると、議決延期請求権というのは、語感から申し上げれば否決権までとは申し上げませんが、議案取下げ権と言った方がよくて、その議決延期請求という言葉からストレートに伝わってくるその実務的な流れと、実際に起きている実務的な流れには少しギャップがあると、このことは市場に誤解を呼ぶ可能性があるといふことを指摘させていただきま。

その上で、これは内閣法制局に伺いますが、三月九日の長官答弁に書いてございますけれども、一定の期間の検討や、政策委員に対し十分な説明を行う機会を確保すると、この説明は、それがするんですか。その政策委員に対して政府側がするんですか。それとも日銀の中でもう一回政策委員に対して日銀の事務方が説明をするんですか。これはだれが説明するんでしょうか。

○政府参考人(外山秀行君) お答え申し上げます。説明を行う機会をだれがするかということでございますけれども、この議決延期請求権の立法趣旨についての平成九年五月二十八日、参議院本会議における当時の橋本総理大臣の答弁によりまして、議決延期請求権は、「政府として、政策委員会の議題について一定の期間の検討や政策委員会に対し十分な説明を行う機会を確保するために必要な仕組みとして考えたもの」ということでございますので、政府として行うといふふうに理解をしております。

○大塚耕平君 これは、個別に行うんですか、それとも九人の皆さんに対して、全員を前に政府はこういう考え方だといふふうに行うんですか。これは私個人は非常に重要な点だと思っておりますので、明確にお答えください。個別に接触をして一人お一人に説明するのか、九人に対して説明の機会を持つのか。

○政府参考人(外山秀行君) お答え申し上げます。正確に申し上げたいと思いますけれども、正に当時の総理大臣答弁のとおりといふふうに解しております。すなわち、政府として政策委員会に対し十分な説明を行う機会を確保ということでございます。

○大塚耕平君 ということは、個別に、公式、非公式に接触して、議決についての政府の考え方を伝え説得をするという行為は法律は想定していないという理解でよろしいですね。もう一回確認させていただきます。

○政府参考人(外山秀行君) 制度の運用や実態につきましても、私の立場から特段申し上げることは差し控えるべきといふふうに考えております。

当時の立法趣旨につきましても申し上げますと、先ほど来申し上げましたように、政策委員会に対して十分な説明を行う機会ということでございます。

○大塚耕平君 玉虫色の御答弁をされたというふ

うに理解をしておりますが。

私が今日、こういう禅問答のような質問をさせていただいているのは、この議決延期請求権を含んだ新日銀法が作られたときには、言わば政府、財務省側のメンツもあって、この議決延期請求権というものをに入れることによって双方痛み分けのような決着だったのかなという気がするんですが、事財政赤字がこういう状況になり、超金融緩和がこのような長く続いて、これから先一年なのか二年なのか分かりませんが、再三にわたり、ひよつとすると、この金融緩和の状況を変更させるに際し、この議決延期請求権が実際に行使されたり話題になることがこれから出てまいりますので、そこであらぬ日本の金融市場や中央銀行に対する嫌疑を掛けられないように、しっかりと実務のところを整備していただきたいということであります。

今の法制局の御説明を私なりに理解すれば、個別には接触しないというふうなことをおっしゃっているやに思いますので、ということは、今回の情報リークの問題も一緒ですけども、そうであるとしたら、政策決定会合から政策決定会合の間に九人の政策委員の方々はどのような言わば会合にだれと出席をするのか、大変息苦しい生活になつて恐縮でございますが、そういうこともきちつとフォローしていただかないと、ある政策委員の方は政府のそれなりの方と個別に会つて会食をしていたとか、そういうことになりまして、これはその方に決して他意はなくても、市場の透明性や公平性に対して疑義を呼ぶ可能性もあり、またそういう局面であるということを上上げたわけでもあります。

そういう局面であることを十分認識していたら、この議決延期請求権が実は実態的には議案取下げ権に近いものであるということ、つまり語感とはちよつと違うということ、それから、もし議決延期請求権が行使されたときには、次の会合までの間に、それは政策委員会九人に対して政府がなぜ議決延期請求をしたかという十分な説明を

行う機会を確保するための仕組みですから、実際にそれを行わなきゃいけないわけですね。いつどうやってそれを行うのか。

つまり、この政策決定会合一から二の間にもしそういう会合が公式に持たなければ、一体何のために議決延期請求権を行使したのか。これは答弁内容と実態が異なってくるわけでありまして、そういうことに対する実務的な取り進め方についてもしかるべく明確にしたい。だいて、市場の皆さんに誤解を呼ばないような努力をしていただきたいなということをお願いしたいわけであります。

今日はそのほか幾つも質問を用意していて、そこまで到達できないのは誠に恐縮でございますが、私自身は、今後の中央銀行の在り方と、それから日本の金融市場に対する海外からの、内外の関係者からの信頼を得る、得ないという点において、非常にマニアックな話題ではありますが、重要な話題だと思っておりますので、十分に御努力いただきたいということを申し上げ、そのことについての感想を財務大臣と総裁に一言ずつお伺いして、私の質問を終わらせていただきます。

○国務大臣(尾身幸次君) 私どもは、基本的には金融政策については物価安定の下で順調な経済回復を支えていただきたいということは申し上げておりますが、金利水準をどうするかという具体的な問題については基本的には日銀にお任せをしているという考え方でございまして、そう、この議決延期請求権を頻繁に使うというようなことは想定をしていません。

したがって、極めて臨時異例のものとして先回使われたというふうな聞いておりますが、今後そういうことがそう頻繁に起こるとは全く考えないというのを申し上げさせていただきます。だきま

○参考人(福井俊彦君) 簡単にお答え申し上げます。私ども、政府とふだんから連絡を密にし、経済金融政策の大きな方向性、その背景となる経済物

価情勢について十分意思の疎通を図らせていただきたい、具体的な金融政策は日本銀行政策委員会の責任において決定させていただきたいと、こういうふうに思います。

議決延期請求権というのは、今大臣の言葉のとおり、めつたに発動されるものでないというふうな私どもも理解しておりますが、仮に万一発動される場合には、私どもその場でこの延期請求に応ずるかどうかを政策決定会合で決めなければならなりませんので、当該政策決定会合においてなぜ請求なさるかということの詳細に御説明いただく必要があるわけでありまして、事後的な説明では我々は物事は決められないと、こういうふうな考えております。

○大塚耕平君 もう質問は終わりますが、今日、事前にこの資料は議事録に掲載を希望するとは申し上げておりませんが、多分これがないと議事録読んでも分からないと思っておりますので、もし理事の皆様方の御了解が得られれば、議事録掲載を希望して、私の質問を終わらせていただきます。

○委員長(家西信君) 理事会で協議させていただきます。

○尾立源幸君 民主党・新緑風会の尾立源幸でございます。どうぞ両大臣、またお役所の皆さんもよろしく願いをいたします。

まず、山本金融担当大臣に冒頭御質問をさせていただきます。

その前に、大臣の例の秋の貸金業、グレイゾーン撤廃に向けての大英断、これについては私も高く評価しております。しかしながら、残念なことに、今回の峰崎委員がずつと追及をされております日興コーディアルグループの上場維持、廃止の問題については、早くから証券用語で言う手じまいを、リードされたのかどうか分かりませんが、援護射撃をされて、結局のところ日本の証券市場にグレイゾーンを残してしまつたのかなと、こんな感想を持っておることをまず指摘をさせていただきます。

その上で、今朝の新聞報道のネットバンキング

を利用した不正引き出しの件で冒頭に質問させていただきたいと思ひます。

これは御承知のとおり、議員立法で預金者を保護するために法案が可決されたものでございまして、残念ながら、当時このインターネットバンキングでの預金者の保護については見送られて手が付けられておりませんでした。私たち民主党は、やはりインターネットバンキングでも不正引き出しがあつた場合に保護の対象にすべきだと、こういうふうな強く申し上げてきたわけでございまして、残念ながら与党の皆さんはそうは考えられず、今日に至つておるといふわけでございまして。

まあ議員立法ですから直接金融庁に責任があるということではないんですが、当然その立法化の過程においては十分すり合わせをされておるはずですから、やはり責任があるんだと思つております。

そこで、今回、毎日新聞によりまして、被害総額で三億一千三百万、件数で百九十九件。主要銀行から信組までで百五件で一億七千四百万、郵政公社で九十四件で一億三千九百万、このような内訳になっておりますが、まず大臣、私どもはこれは故意過失、そういったものがなければやはり保護の対象にすべきだといふふうに思っているわけですが、改めて大臣の御見解をお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(山本有二君) インターネットバンキングにおける不正払戻しにつきましては重大な懸念を持っておるところでございます。

当庁では、昨年三月、情報セキュリティに関する検討会を設置いたしました。ここでは、犯罪手口に係る情報を網羅的に収集した上で各種対策の有効性を検証しまして、その検討結果を各金融機関に還元しております。また、今年一月には監督指針を改正いたしました。インターネットバンキングに係る内部管理体制等につきましては監督上の着眼点の明確化を図つたところでございまして、そういったことを通じまして、各金融機関に情報セキュリティ対策の一層の向上を促している

と

ところでございます。

他方、補償についての話でございますが、現状では不正払戻しにつきまして金融機関側に過失がある場合には補償を行っているケースもありますが、いづれにいたしましても、補償するかどうかは各金融機関の経営判断に現在ゆだねられるところでございます。

インターネットバンキングも預貯金者保護法の対象として金融機関の補償原則とすることという御提案は大変貴重であろうというように思っておりますけれども、まず、ATMとは異なりまして、利用される端末が金融機関の管理下にならないという点がございまして、また、電子商取引一般との整合性について考慮する必要もございまして、金融実務に係る幅広い観点からの検討が今後必要であろうかと思っております。

したがって、これらの点について、まずは金融関係団体や金融機関が主体的に検討を行うことが期待されるところでありまして、金融庁といたしましてもそういった議論の高まりを注視してまいりたいというように考えております。

○尾立源幸君 時代が違ふとはいえ、三億円強奪事件というのが私の子供のころにあったわけですが、もう既に三億というような数字も上っておりますし、それでちよつと利用者として理解できないのが、金融機関それぞれが対応がまちまちだということですね。補償すると言ったところは四十二件、補償検討中としたところは二十五件、これを除くと補償したのは二四％なんですけれども、ネット専業銀行などでは原則補償を打ち出しておりますし、一方、郵政公社のように規約上原則として補償しないというような、利用者というのか、金融機関の利用者にとつては非常に分かりづらいんです。せつかく金融商品取引法という横断的なものを作つて、利用者にとつて分かりやすい法律を作つていた方がいいんじゃないんですか、これじゃ何のことだか分からないというふうに私は感想を持っておりますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(山本有二君) そうした尾立議員の質問意識は各金融機関もそれぞれ共有しているところであらうというように思います。

今後、インターネットバンキングという、広がりを見せるだろうと予測しますので、今後そういった議論が高まることを期待しつつ、見守つていきたいと思つております。

○尾立源幸君 是非、被害がますます大きくならないように、うちに手を付けていたいただきたいなと、私たちもその方向で検討していきたいと思つております。よろしくお願いいたします。

次に、財務大臣にお聞きをさせていただきます。次に、所得税法等に関してまず聞かせていただきたいと思うんですが、法人税の中で、今回減価償却費の見直し、もう既に何度も議論になっておりますが、どうもメリットを受けるのは大企業だけじゃないかというふうな声が多く、中小企業は余り関係ない、こういうふうなところから意見が出ておるんですけれども、そこで、実際のどのような企業にどのくらいの減税効果があるのか、試算をされていれば、大臣からその試算結果をお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(尾身幸次君) 経済がグローバル化する中で、どの国に企業活動の拠点を置こうかということを決める時代になりました。すなわち、企業が国を選ぶ時代になったというふうに考えております。そういう中で、日本という国家が生産活動や事業活動の拠点として選ばれるようにするためには、税制の面においても国際的なイコールフッティングを確保することは重要であると考えております。

このような観点から、十九年度税制改正におきまして減価償却制度の抜本的見直しを行ったところであります。つまり、ほかの国はほとんど一〇〇％まで償却できるルールでございましたが、日本だけが九五％までしか償却できない、五％は残存価値として残さなければならぬというルールになっておりました。これをほかの国並みに一〇〇％償却をできるようにしたと、こういうことで

ございます。

今回の見直しによる平年度の減収額は五千百十億円でございまして、そのうち、中小企業に対するものが千四百億、大企業に対するものが三千七百十億と見込んでおります。

この減価償却費の損算入額の業種別の割合を平成十七年度の実績で見ますと、最も高いのが運輸通信公益事業で一八・五％、次いでサービス業が一七・六％、機械工業が一〇・〇％となつておりまして、この見直しによる減収額五千百十億円にこれらの割合を機械的に掛け合わせますと、業種別の減収額は、運輸通信公益事業で九百五十億円、サービス業が九百億円、機械工業が五百十億円と推計されるわけでございます。

このように、今回の見直しの効果は、重厚長大産業のみならず、サービス業や中小企業にも及ぶものでございまして、これにより、中小企業を含めた日本企業の競争力の強化、経済の活性化が図られるものと考えております。

○尾立源幸君 そこまで私もお聞きしておるんですけれども、今お話にありました運輸通信公益事業ですか、サービス業、機械工業などは比較的に減税効果が多いということなんです、中小企業の資本金や従業員数など、もう少し細かい、そういったシミュレーションというか試算はございませんでしょうか。

○国務大臣(尾身幸次君) 全体の五千百億のうち、中小企業に対するものが千四百億円の減税効果になっておりまして、中小企業関係者からも実はこれは非常に高く評価されているところでございます。

○尾立源幸君 ちよつと質問がかみ合わないんですが、中小企業の更なる内訳がないのかということでございます。といいますのも、大企業全体で三千七百十億、中小企業のやつぱり二・五倍とか三倍近くになるわけでございまして、評価されるということですから、もう少し従業員数とか資本金、売上げ等で中小企業の更なる分析がないのかということなんです。

○国務大臣(尾身幸次君) 現在のところ、そういう数字は実は取っておりません。

○尾立源幸君 峰崎議員からも先日もありましたけれども、もう少し政策効果をきつと図つていただいた上でこの政策を打つていただきたいなどということをもつと要望としてこれは申し上げておきたいと思ひます。

その次に、特殊支配関係会社の役員給与の損算不算入制度、これまたもう富岡議員から先日もう話がございますが、八百万から千六百万に基準額を引き上げることでございます。

しかし、これ昨年からでございます、昨年というか、今年度からですか。まずその結果も出ないうち、正に舌の根も乾かぬうちに朝令暮改のように変えるということが、やはりいかに決めたときに拙速であつたかということの現れではないかと思ひます。まず、この点を私は厳しく申し上げたいと思ひます。

それともう一点、この法人税の世界と所得税の世界を混同していると、ごっちゃにしているというのが私からの指摘でございますし、もしこの給与所得控除のメリットが大きくて、法人にそのメリットをダブルで取らせるのが法人成りした結果駄目だということであれば、もう少しその給与所得控除というものを抜本的に私は見直すべきだと、こう思ふんですけれども、大臣、御意見お聞かせください。

○国務大臣(尾身幸次君) 御質問のいわゆる一人オーナー企業の役員給与の損算入制限制度につきましては、いわゆる一人オーナー企業の役員給与の損算入制限制度につきましては、いわゆる一人オーナー企業の役員給与の支給につきまして、経費の二重控除に相当する部分を損算不算入することで課税上の弊害を防止するものでございまして、従来からの法人税制の考え方に沿つたものでございまして、税理論上の問題があるとは考えておりません。

法人が支給する役員給与につきましては、従来から不当に高額な役員給与等について損算不算入とするなどの対応を講じてきているところでございまして、本制度もこの考え方に沿つた対応で

させ得るということは、平成二十年三月までに抜

本改革のための法案を国会に提出し、成立を期す
ということでしょうか。平成十九年の秋から議論
を始めるという御予定ですので、半年しかその場
合がないですけれども、このような短い期間で税
体系の抜本的な改革が本当に可能なかどうか、そ
ちよつとこの文言がじゃ間違ひなのかどうか、そ
の点改めて確認させていただきたいと思ひます。

○国務大臣(尾身幸次君) 今御存じのとおり財政
事情非常に厳しいというお話を申し上げておりま
すが、七月ごろに判明をいたします十八年度決算
の状況、あるいは医療制度改革を受けた社会保障
給付の実績等を踏まえまして、秋以降、本格的、
具体的な議論を行い、十九年度を目途に、消費税
を含む税体系の抜本的な改革を実現させるべく、
取り組んでまいりたいと、こういうふうに申し上げ
ているわけでございますが、これに関連する法案
の提出につきましても、このような方針の下で
具体的に検討していくことになると思ひておりま
す。

○尾立源幸君 そういたしますと、平成二十年三
月、つまり今ごろまでには抜本的なものを出す
ということですね。

○国務大臣(尾身幸次君) ええ、そういう抜本的
な改革を実現させるべく取り組むという方針の下
で法案の提出についても具体的に検討してまいり
たいと思ひております。

○尾立源幸君 この文言は、実現させるべく、べ
くというのは努力目標なんですかね、実現させる
という意味なんですか。

○国務大臣(尾身幸次君) 努力目標でございます
が、努力は努力でちゃんとやるつもりでございま
す。

○尾立源幸君 それじゃ、先ほど申し上げました
ように、半年間しかないわけですから、早急に、
この予算終わった後には、これは議院の責任にな
るんではないかと、政府の方と一緒に、こつちが税
の特別委員会なるものをやはり立ち上げてしつかり
議論をしていかなきゃいけないなど、このよう

に思つておるわけでございます。

その次、もう一つ、その中で消費税、消費税と
いうことでもう何度も出ておりますけれども、消
費税が下がるということはないんでしようから、
恐らく上げるというふうな議論がほぼ含まれてい
ると思ひますが、その中で、先ほど言ひました
調査、峰崎議員が行つてきたんですけれども、韓
国の場合、この消費税について大変厳しく正確に
捕捉をしております。益税の問題や脱税の問題を
防止するためでございます。

そこで、インボイス制度というのが導入されて
おりまして、御承知のとおり、事業者ごとに番号
が付いておりまして、売上げと仕入れが税務署の
コンピュータの中でマッチングができるという
ことでございます。A社の売上げがB社の仕入れ
としてそれに掛かる消費税がびつたんこ、一ウオ
ンまで合つていましたですね。その単位まで合
わせるということをやつておるわけでございます
が、今後その五％が、まあ何％に上がるのか分か
りませんけれども、こういう制度を、仕組みをつ
くつていかないと、益税や脱税やそういった部分
が防止できないのではないかと私は思ひます。

○国務大臣(尾身幸次君) まず、消費税を含む税
体系の抜本的な改革と申しておりますが、これは、
所得税、法人税あるいは資産課税、その他全体に
ついての議論をするということでございます。ま
ず、その中の一つの項目に消費税が入つてい
ることで御理解をいたしたいと思ひます。

インボイスの問題につきましても、仕入れ税額
控除の際に税額を明記した請求書などの保存を求
める制度でございます。仕入れに掛かる消費税
額について、より適正な計算が可能となること等
を通じて消費税制度の信頼性の向上等に資する面
があると思ひております。

他方で、免税事業者からの仕入れについては仕
入れ税額控除が認められないことになりま
すので、免税事業者が取引の中間段階から排除され
かねないといった面もございます。インボイス方式
の下では、課税当局による事業者の所得の把握が
容易になるのではないかとこの見方があります
が、インボイス方式は仕入れに掛かる消費税額を
把握するための仕組みであり、消費者に対する売
上げなども含めた事業者の所得全体の把握に役立
つという性格のものとは必ずしも言えないわけ
でございます。

なお、この仕入れの事実を証明する書類の保存
がなければ仕入れ税額控除ができないという点に
つきましては、現行の請求書等保存方式も同様で
ありますので、この点でインボイス方式の方が事
業者間取引の把握の面で特に優れているとまでは
言えないと思ひております。

いづれにいたしましても、消費税の在り方につ
いては、先ほどの税の抜本的な改革の中で検討を深
めていく必要があると思ひております。

○尾立源幸君 まあやらない理由はいろいろある
わけなんですけれども、透明性が増すという意味
でインボイス制度というのは私は非常に優れた制
度だと思ひます。まあ一般論ということござい
まして、なかなか否定的なお話ではあつたんです
けれども、私も、この税率をアップするとき
にはこの辺をしつかりやつておかないと国民的な
理解は、今でも益税があるんじゃないかと、
課税漏れがあるんじゃないかと申されてお
りますので、是非この辺は力点を置いて私も主張して
おきたいと思ひます。

そしてもう一点、これも一般論でお聞きいたし
ますが、税率が、消費税の税率が高いとき、一〇
パーとか一五パー、御承知のとおり、この消費税
には逆進性の問題というのが存在しております。
低所得者ほど所得に占める消費税の割合が高く
なつて、お金持ちほどその割合が低いと、こうい
うことになるわけでございますが、これを緩和す
るための措置として複数税率を戻し税と、こんな
考え方があつたわけですが、まず大臣に、

仮に消費税が一〇パーとか一五パーみたいな高率
になつたときに生活必需品等々に関して同じよう
に消費税を掛けていくのがいいのかわかるか含め
て、その辺の御見識をお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(尾身幸次君) 消費税は、所得に對し
て見るといふ逆進性を有するという見方もござ
います。でも、消費税に對して比例的な負担
を求める税目でございます。消費税の負担額で
見れば高所得者がより多くの負担をしてい
うことにも留意する必要があると思ひて
おります。

いづれにしても、所得に對する負担が逆進的か
どうかという所得再分配の問題は、消費税だけ
を取り上げて議論すべきものではなく、所得税を
始めとする税制全体、さらには社会保障制度や少
子化対策等の歳出面も含めた財政全体で判断すべ
きものであると思ひております。所得税を含む税
制全体として見れば累進的であるということ、そ
れから、低所得者については高所得者よりも
多くの社会保障の受益を受けているということに
も留意する必要があると思ひております。

御指摘の生活必需品の消費税に相当する額を低
所得者に給付する制度につきましては、消費税の
負担のみを取り上げて広範な補償措置をとること
は、少子高齢化の進展に對して、社会共通の費
用をその構成員が広く公平に分ち合うことを目
指して行われてきたこれまでの税制改革の趣旨に
反するのではないかと、それから、既存の社会保
障給付との関係、例えば生活保護とか児童手当等
との関係をどう考えるか、低所得であることのみ
をもつて資産保有状況等に関係なく一律に現金を
給付することについて適切と言えるか、厳しい財
政事情の下で財源の手当てをどうするか、給付を
適切に行うための執行体制をどのように構築する
かなどといった様々な問題があると思ひてござ
います。これらの問題を総合的に考えていかな
ければならぬと思ひております。

○尾立源幸君 お話をお伺ひしておりますと、仮
に消費税が上がつた場合でも、そういった複数税

率や還付するような戻し税みたいなものは余り取らないというように聞こえたんですけれども、そういう考えですかね、平たく言えば。

○国務大臣(尾身幸次君) 余り平たく言えないような問題でもございまして、いろんな種目の税制、それから社会保障、いろんな政策を総合的に考えていかなければならないというふうに考えておりまして、税の部分だけを取り出していくということではなしに、国全体の税体系、また社会保障体系、少子化対策、社会資本の整備などなど、科学技術や教育も含めまして、そういうものを総合的に考えていかなければならないんじゃないかなというふうに考えております。

先ほどの議論にございましたが、この財政、歳出の方の縮減が足りないという、もっと切り込むべきであるという議論ももちろんございまして、それを切り込めばいわゆる歳入改革はやらなくてもいいのではないかと議論も片方であるわけではございますから、その辺りも含めまして総合的に考えていかなければならないと思っております。

○尾立源幸君 済みませんね、所信表明演説を絡めて聞いてしまったので言いにくいのかと思うんですけど、消費税の持つ一般的な特徴についてお聞きをしているわけでございますので、余り丸くしないですばつと答えていただきたいなと思っております。

そこで、そういった低所得者、高所得者に対する影響額ということが一般的には言われておるんです。そこで、よもや複数税率に行かないように、行くんじゃないかと、行かないでほしいなと、そのことを私はちよつと申し上げたいと思っております。

といいますのは、御承知のとおり、この消費税の前は物品税がございました。ぜいたく品に、毛皮や宝石、懐かしい時代でございしますが、そういうものに高い税率で税金を掛けておりましたけれども、これは非常に価値判断が入ってくるという

ことで難しかったと思うんです。特に、今回の消費税についても同じような問題、何が生活必需品で何がそうでないのか、同じ食料品でもどうなのかということが、多分複数税率を取った場合は出てくると思うんですね。

そんな中で、混乱する例を一つ挙げさせていただきます。

昔、物品税というのがあったころは、レコードはこれ課税だったというふうに私も記憶しております。でも、レコードは非課税だったと、こんなことだったわけですね。そこで、皆川おさむさんの「黒ネコのタンゴ」、子門真人の「おやげ! たいやきくん」、この課税、非課税の論争があったというふうに聞いております。

大臣、これどう決着が付いたか御存じですか。○国務大臣(尾身幸次君) その点の詳細については存じ上げませんが、昔、個別物品税というのがあったものを一般的な消費税という形に直した時期に、個別物品税なるものはほとんど全部廃止をいたしました。ということ、その商品の中身に

ついて価値判断を入れて、その趣味の問題も含め、いわゆる倫理性の問題も含め、そういうものに価値判断を入れることは、税制で入れることは良くないという考え方もあつて一律の率を掛ける消費税になったというふうに考えております。したがって、そういう昔のレコードの内容によつて税率が違うという時代に戻るのには私自身としてはどうかと思っております。

○尾立源幸君 突然の質問でお答えになれないのはもちろん分かった上なんですけれども、何を申し上げたいかという、まあ結果だけ、皆さんも興味があるでしょうから。「黒ネコのタンゴ」は歌謡曲扱いで課税、「おやげ! たいやきくん」は児童扱いで非課税と。全く私にはこれ分らないんですが。

同じような問題が複数税率などを考えた場合には起こってくるということを申し上げたいんです。

す。ある食品に対しては課税、そうじゃないものは非課税。こういうことをまたどんどんどんどんやっていかなきゃいけない。またこれが業界団体との癒着の原因にもなるわけですから、絶対この複数税率というものは導入されないようにしたい。秋以降ですからちよつと気が早いですが、あらかじめ申し上げたいと思っております。

次は、もう一つ新たなテーマで議論をさせていただきます。

これはちよつと法案とはもう全く関係のない世界なんですけれども、先ほど来、社会保障も含めた税の抜本改革というのをやりになるというふうにお聞きいたしましたのでなおさら都合がいいわけではございますが、まず格差が拡大しておるといふにずっとこの国会でも議論がされてきました。大臣も当然、格差はあるということ、これは御認識は一緒だと思えますが、じゃ格差は拡大しているのかどうかということですね、この辺について基本認識をちよつとお伺いしたいと思っております。

○国務大臣(尾身幸次君) 格差の問題、所得の格差の問題については、いわゆるジニ係数でいろいろと比較も行われ、傾向も見ているわけではございますが、全体として国際的に見ると日本は依然として格差については中くらいの位置にいます。そしてややジニ係数が上がっている、その影響は主として高齢化の影響によるんだというふうに考えております。他方、資産の格差については、日本はほかの国よりも非常に平等の度合いが高いというふうに言われているわけではございます。

格差の問題について重要なのは、機会の平等の下で努力した人が報われる社会をつくっていくということでございます。努力してもしなくても一律に同じ結果を保障するということは、社会の活力の点から問題が多いと考えております。したがって、格差については不公平、不公平な原因の結果生まれるものであつてはならないし、また、格差が固定化することは避けなければならな

いというふうに考えております。

こういうことから、就職氷河期に就職困難に直面した若者を含め、働く意欲と能力のある人が活躍の場を広げて成長の担い手となつていけるような、再チャレンジの支援とか底上げ戦略等の施策を推進していく必要があるというふうに考えております。

また、税制の再配分機能につきましては、所得に関する格差を是正するという効果がございしますが、同時に、経済社会の活力を高め、機会の平等の下で努力した人が報われるようにするということとのバランスにも配慮していく必要があると考えております。このような考え方に留意しつつ、税制の再配分機能の効果の在り方については、この抜本的、一体的な税制改革を議論する中で、税制の再配分効果の在り方について、公平、中立、簡素、さらに活力といった税制の基本的な原則に照らして幅広く議論をしてまいりたいと考えております。

その際、この税制等の歳入面とも併せまして、社会保障、少子化対策等の歳出面も併せて政策全体としての再配分機能をどう考えていくかということも全体として総合的に配慮していく必要があると考えております。

○尾立源幸君 ありがとうございます。

ちよつと質問を二つに分けちゃいましたんで、二つ目の質問の方ももう答えていただいたもので、二問目の質問は、税による再配分機能についてはどのような御認識ありますかとということをお聞きしようと思つたんですが、もう今お答えになつたんでそれは飛ばしておきます。

格差はあつて、若干というか広がりがつあるのかなと、こんな平たく言えば御認識ということでしょうか。

○国務大臣(尾身幸次君) ええ、先ほどお話ししましたように、高齢化の影響によつてジニ係数が上がつていくことは事実であるというふうに考えておりますが、先ほどのように、公平、公

正な対応をしていく、したがって、結果の平等を求めらるるのではなくて、機会の平等という考え方を相当程度入れていかなければならない、そしてまた、格差がそういう意味で固定化しないように再チャレンジの機会もいかなるところでなければならぬ、このように考えております。

○尾立源幸君　それで、客観的なデータでちよつとお話をさせていただきたいと思うんですが、厚生労働省が発表しております平成十四年度所得再分配調査報告書というデータでございますが、まず、残念ながら、これは十七年分がまだないということなんで十四年でしか議論ができないということでございます。

それで、皆さんのお手元に資料で配らせていただいている一ページ目、三年ごとにこの統計を取っていらっしゃるということでございます、平成十四年「所得再分配による所得格差是正効果（ジニ係数）」というやつでございますが、平成十四年で、当初の所得はジニ係数が〇・四九八三、再分配所得はジニ係数が〇・三八二二ということで、改善度が二三・五と出ております、一番下の行でございます。

その改善がどういう要素によって行われたのかというので次のコラムでございます。税と社会保障による再分配所得ということで二つに分けておりますが、ジニ係数で見ますと、税による再分配所得というのは〇・八％でございます、社会保障は二一・四％で、圧倒的にこの再分配には社会保障が効いているということで、税による所得の再分配機能が非常に落ちているということが読み取れるのではないかと思います。

実は、これは東大の神野先生のお話でございますが、昔からそもそも日本は財政的な面での再分配機能というのは高くなかったんだと、しかしながら、日本的な雇用慣行等々でそれは何とか維持されておったんだけど、新自由主義といいますが、いわゆる構造改革をばんばんやつたことでこの再分配機能が落ちていっていると、こんなこ

とも言われておりますので、そのお話どおりの結果が出ていますんだと私も思っております。

大臣、先ほどおっしゃった税による所得の再分配機能でございますが、実際、機能していないと私はこれを見て思うんですが、どのような御感想をお持ちですか。

○国務大臣（尾身幸次君）　これは見方だと思えますが、全体としてはほかの国と比べた場合に、日本は国民負担率が低いということがございまして、それで、その低い負担率の中で所得課税それから消費課税がほかの国よりはるかに低くて、法人課税がほかの国と比べて高いという特徴がございまして、相続税についてはちよぼちよぼというか、高い国も低い国もあるわけでございますが、ですから、そういう中で今ジニ係数に表れている格差がいまゆるゆる広がってきているというのも事実でございます、その辺をどういうふうにかえていくか、税制の問題、社会保障制度全体の問題を総合的に考えて方向を出していかなければならないというふうに考えております。

○尾立源幸君　いろんな見方があるんでしょうけれども、ここで私が示したこの税による効果というの、二・九から〇・八に落ちているわけですね、寄与割合が。そういう意味では、私は確かに税の所得再分配機能が落ちていると、このように見ておるわけでございます。

そこでもう一点、じゃ、社会保障による再分配の効果をも少し分析させていただきましたと、これも年金が大きく割合を占めておりまして、これは実は現役世代から高齢者世代への再分配がほとんどでございます、現役世代間の社会保障の再分配というのが行われていないと、こんなふうなデータが、ここにはちよつと詳しいのを持っております。

厚生労働省さんは、今私が申し上げたことに對してどのような認識をお持ちでしょうか。

○政府参考人（薄井康紀君）　お答え申し上げます。

平成十四年の所得再分配調査によります世帯の所得で見た場合の、税、社会保障の再分配前の当初所得のジニ係数に對しまして、社会保障によりまして改善度二一・四％というのは、お示しいたでいる資料のとおりでございます。社会保障給付の約七割が高齢者関係給付でございます、その負担は現役世代が中心でございますので、御指摘のように現役世代から高齢者への再分配と、こういうものの要素が大きいのうふうにかえておりますけれども、一方で雇用保険あるいは児童関係の給付と、こういったものもございまして、で、現役世代の中でも一定程度の再分配は行われていると考えているところでございます。

この所得再分配調査の中で世帯員単位の年齢階級別のジニ係数というものも出しているところでございますけれども、社会保障によりますジニ係数の効果というものをみますと、確かに六十五歳以上の年齢階級では四〇％を超えて大きいわけでございますが、一方で六十歳未満の年齢階級におきまして、これ年齢階級によりまして異なるわけでございますが、四％から一二％程度、こういった効果が見られるところでございます。

○尾立源幸君　今御説明いただきましたが、まずこれは注文なんですけれども、平成十七年のこの報告書というのはいつ出てくるんでしょうか。まずそれを教えていただきたいと思ひます。

○政府参考人（薄井康紀君）　これは国民生活基礎調査のデータを基に、この所得再分配調査、改めて整理をいたしているわけでございます。例年、その調査結果から若干時間がたつてできるということで、十九年度のうちに整理をし、御報告できると思ひますが、まだちよつとスケジュールは立っておりません。

○尾立源幸君　まず、遅いということを申し上げます。いつ出るのかも言えないということなんです。十九年度というのは、二十年の三月三十一日までということですか。

厚生労働省さんは昨今何か急に昔のデータを

出されたりして、データを意図的に隠しているんじゃないかと思われるような行為も見受けられるわけです。委員長ね、H I V のときもそうでした。まさか都合の悪いのを出したくないということでは遅らせているということがないように、もう一度時期をはつきり言ってください。

○政府参考人（薄井康紀君）　集計結果、国民生活基礎調査のデータを基に今分析をしているところですが、そのためのデータを今整理しているところでございます。私どもとしても、決してデータを隠したり、そういうことを考えているわけではございませんで、できるだけ整理を早く進めたいと思っておりますが、今日の時点でいつちよつと公表できる段階になるかというところを申し上げます。これはいつ出たんですか。

○尾立源幸君　過去の例があるじゃないですか、平成十四年とか十一年の。これはいつ出たんですか。

○政府参考人（薄井康紀君）　今手元にこれまでいつちよつと公表したかというのを持ち合わせておりません。後ほど御説明をさせていただきますと思ひます。

○尾立源幸君　今、電子政府ということで、いろんな予算を使つてこういつたデータもデジタル化されているわけでございます。したがって、私が申し上げたいのは、平成十一年や十四年の実績よりも絶対早く出してください。そのことをまづお願いします。どうですか。

○政府参考人（薄井康紀君）　まだ私自身もどういうふうな形で調査結果が整理できているかというのを承知をいたしておりますので、できるだけ早く私どもとしても作業はしたいと思っております。

○尾立源幸君　今、世の中の的にはこの問題が大変大きく取り上げられているんです。関心事なんです。やっているんですか、この作業は、そもそも。

○政府参考人(薄井康紀君) 国民生活基礎調査の結果のデータを基にいろんな集計、そういった分析の作業をやっていることとございます。

○尾立源幸君 今答えられないということであれば後ほど知らせていただきたいと思ひます。その場合、申し上げましたように、必ず過去を上回るスピードで出していたらいいと、お願いいたします。

それで、ちょっと論点がずれてしまいましたけれども、七割近くが現役世代から高齢者の方への所得再分配だということ、あと三割が現役世代間じゃないかというふうにおっしゃっておりますが。

それでは、現役世代内の所得再分配の機能として生活保護というのがあると思ひます。この生活保護というのは当然非常に一部の方しか受けれないわけですが、でも今問題になっているのは、生活保護世帯以下のいわゆるワーキングプアという方たちが四百万世帯ぐらいあるんじゃないかと、こういうふうに言われております。しかしながら、こういったワーキングプアの方も実は年金保険料というのには負担しておるわけなんです。そうですね。

○政府参考人(薄井康紀君) ワーキングプアの定義というのはなかなか、あるわけでございますけれども、例えば働いておられて、会社で厚生年金あるいは健康保険の適用になつておられるという方につきましては社会保険料の負担がございます。

○尾立源幸君 こういった方々も社会保険関係の費用を負担しているということで、私はそういう意味で、現役世代間の中でも再分配機能が働いていないんじゃないかなと、逆に所得の低い人が社会保険料等を負担することによって、どう言えはいいんですかね、自分が本当は保護を受けてもいいような人までもが現役世代間で負担をしななければならない、こういう状況に陥つていいると思うんですが、いかがですか。

○政府参考人(薄井康紀君) 現役世代の中で申し上げますと、先ほど申し上げましたように、現役世代におきましても社会保障によります所得再分配の効果というのは、高齢者ほどはございませうけれども、出ておるところでございませうので、そういう意味では社会保障による、まあこれは保険料とそれから給付と両方組み合わせた議論でございませうけれども、所得再分配の効果はある程度あるというふうに考えております。

ただ、おっしゃられるように、比較的低所得の方でも社会保障の適用を受けられる方、こういう方につきましては社会保障の負担があることは事実でございます。社会保障の方では、例えば国民年金で申し上げますと、いわゆるフリーター等の方につきましては保険料を当面お納めいただくという仕掛けというのでも先般作らしていただきましたし、あるいは所得の低い方につきましては保険料が、例えば国民健康保険でいきますと減免がある、こういった形になっていいるところでございます。

○尾立源幸君 先ほど税の部分と、今社会保障の部分でお話をさせていただきました。何が言いたいかというと、この税や社会保障で現役世代間の所得の再分配機能が非常にいびつな形になつていいる、また働いていない、こういうことではないかと私は、財務大臣、思つておるわけですか。

そこで、いわゆるこの働いていないところの低所得者に対して、新たな私はこれ政策が要るんじゃないかなと、こういうふうにおっしゃるわけですが、例えば、税の部分で何か再分配を促進するような施策があると思はれませんかを考えると、これは、財務大臣、思つておるわけですか。

○国務大臣(尾身幸次君) このワーキングプアといふのがなかなか私は実態が自身よく分からないところでございますが、例えば二十代、三十代の独身の方が、生活保護の世帯と比べて、正に生活できないような賃金しかもらつていないといふそういう方々がどのくらいおられるのか、その辺がよく分からないわけでございます、いわゆる

生活保護をもらうにふさわしいような人たちが生活保護をもらうというところで生活の最低限は保障している、しかし、独身のワーキングプアと言われている方々が一週間に五日間働いて、そして、そういう方々が生活できないような実態になつていいるのかどうか、その点については、よく調査をした上でこれに対する対応を考えていかなければならないのではないかとこのように考えております。

○尾立源幸君 私が申しました、四百万世帯とも言われているというふうな、私も伝聞でございまして、確かにはつきりした数字はございませぬ。逆に言うと、じゃあ、一般論で低所得者に対する税の、税制上の優遇点、何かありますかとこのように質問を変えさせていただきます。

○国務大臣(尾身幸次君) 課税最低限という水準があつて、これは我々としては、税制面では税をいいたくないということになつていいるわけでございます、それで、それは課税最低限以下の人たちに對して生活保護世帯のような対応をするのかということになると、これは生活保護の基準といふのがまたありまして、本当に生活できない状態の方々に對しては生活保護というシステムの中で最低の生活を保障することとございませうから、税制上は、税を納めていない非課税世帯、非課税の方々に對して要するに對する対応はなかなか難しいかなと思つております。

○尾立源幸君 これは冒頭にも申し上げましたように、日本では所得控除というのが大きくて、非課税限度額というのが高いといふことにもいろいろ議論があると思ふんですが、でも、それから、もう課税最低限が高いがゆゑに、そもそも税を払つていない方にはどうしようもないといふのが多分お答えではないかと思ひますが、いかがですか、大臣。

○国務大臣(尾身幸次君) 日本の課税最低限、三百二十五万円でございます、これは相当高い水準だといふふうに私自身の自分の生活実感から

見ると考えております。○尾立源幸君 といふことで、その三百二十数万円ですか、以下の方にはもう今の制度上ではどうしようもないわけですね。所得控除を増やそうが何しようが、そもそも税を払つていないわけですからどうしようもないと。

そこで、私どもが今考えていいるのは、税額控除制度をもう少し充実したらどうかと、こういうこととでございます。ただ、税額控除も、税がない人にはそもそも控除したところでどうしようもないわけでございます、この辺りの議論を少しさせていただきます。

まず、所得控除と税額控除の効果ということと二ページ目に若干表を作らせていただいております。横軸に課税される所得金額、縦に所得税率という、例えばといふことで書かせていただいておりますが、平成十九年分、所得控除でどういふ効果があるのか、また税額控除を導入した場合にどういふ効果があるかと、こういうのを表にさせていただきます。

新たに十萬円の所得控除を導入した場合の減税効果といふことで、百九十五万円以下の五%の所得税率の方には当然五千円と、税が軽くなるというわけでございますが、一千八百万円超の方に對しては、同じ十萬円でも四萬円のメリットがある、こういうことになるわけでございます。

一方、税額控除の場合は、フラットと。例えば二〇パーのところで考えた場合ですね、二萬円の税額控除を入れた場合、どの所得階層にもずっと二萬円の減税効果があると、こういうふうになるわけでございます。

そこで、今問題なのは、例えば百九十五万円以下といふことで、この方たちのまず所得税というのが、例えば百萬円の所得があつた場合に、五%ですと五萬円ですか、五萬円ですね。で、二萬円の税額控除を導入すると、五萬引く二萬で三萬円の税負担になると、こんな計算になるわけなんですけれども。

○尾立源幸君 といふことで、その三百二十数万円ですか、以下の方にはもう今の制度上ではどうしようもないわけですね。所得控除を増やそうが何しようが、そもそも税を払つていないわけですからどうしようもないと。

そこで、私どもが今考えていいるのは、税額控除制度をもう少し充実したらどうかと、こういうこととでございます。ただ、税額控除も、税がない人にはそもそも控除したところでどうしようもないわけでございます、この辺りの議論を少しさせていただきます。

まず、所得控除と税額控除の効果ということと二ページ目に若干表を作らせていただいております。横軸に課税される所得金額、縦に所得税率という、例えばといふことで書かせていただいておりますが、平成十九年分、所得控除でどういふ効果があるのか、また税額控除を導入した場合にどういふ効果があるかと、こういうのを表にさせていただきます。

新たに十萬円の所得控除を導入した場合の減税効果といふことで、百九十五万円以下の五%の所得税率の方には当然五千円と、税が軽くなるというわけでございますが、一千八百万円超の方に對しては、同じ十萬円でも四萬円のメリットがある、こういうことになるわけでございます。

一方、税額控除の場合は、フラットと。例えば二〇パーのところで考えた場合ですね、二萬円の税額控除を入れた場合、どの所得階層にもずっと二萬円の減税効果があると、こういうふうになるわけでございます。

そこで、今問題なのは、例えば百九十五万円以下といふことで、この方たちのまず所得税というのが、例えば百萬円の所得があつた場合に、五%ですと五萬円ですか、五萬円ですね。で、二萬円の税額控除を導入すると、五萬引く二萬で三萬円の税負担になると、こんな計算になるわけなんですけれども。

○尾立源幸君 といふことで、その三百二十数万円ですか、以下の方にはもう今の制度上ではどうしようもないわけですね。所得控除を増やそうが何しようが、そもそも税を払つていないわけですからどうしようもないと。

そこで、私どもが今考えていいるのは、税額控除制度をもう少し充実したらどうかと、こういうこととでございます。ただ、税額控除も、税がない人にはそもそも控除したところでどうしようもないわけでございます、この辺りの議論を少しさせていただきます。

次、三ページを見ただけです。これは実際イギリスでやっているケースなんですけれども、ちよつと月収十六万円の万円がダブっておりまうけれども、月収十六万円がボーナスなしの場合、年収百九十二万円の方の場合です、そんなことになっておるかといふと、所得税額は十六万円掛ける五％で月額八千円ということにさせていただきます、全く所得控除がない場合。

それで、イギリスの場合に、年間八十七万円ぐらゐの税額控除があるということで、月当たり七万円の税額控除が出てまいります。

そうすると、今までの日本の場合ですと、所得控除に頼り切っておりまして、八千円までしかメリットは受けられないわけですが、税額控除に直した場合には、納税額の八千円から七万円を引いた六万二千元が、これ実際に現金で還付されているんです、されるようなこういうシステムになっております。これを還付付き税額控除といひますけれども。

大臣、こんな制度、初めてではないと思うんですけど、ごらんになっていふと思うんですが、どのような感想をお持ちですか。

○国務大臣(尾身幸次君) アメリカやイギリスにおきまして、低所得者層に対する経済的支援という観点から、就労や子育てに着目をして課税最低限以下の低所得者に対する給付を行う制度が実施されているというふう聞いておりまして、ただいまのお話のとおりだと思ひます。

(委員長退席、理事崎崎直樹君着席)

ただし、諸外国におけるこういう制度は、税額控除と組み合わされていふもの、実は歳出としての性質を有するものであるわけでございます。

還付付きの税額控除と今おっしゃってありますが、我が国の税法では、還付は一度払った税金を払い戻すものでございまして、御指摘のようなものは還付ではなくて給付であるというふうに言えると思ひます。

このような仕組みを我が国に導入することがどうかということにつきましては、アメリカの場合には日本のような包括的な生活保護制度がない。それからイギリスでは、かつて極めて深刻な失業問題があったときに、これに対応するという政策課題があったということなど、各国それぞれ異なる社会的背景があることを考えなきゃならないと思ひております。

そして、そもそも、所得控除を整理して税額控除を導入することにつきましては、所得控除と税額控除の考え方や税負担の軽減効果は異なるわけでございます。所得控除の機能である担税力の減少への配慮をどうしていくか、また、どのような政策目的を達成するために新たな税額控除を設けるかといった点についての検討が必要であると思ひております。

したがひまして、アメリカやイギリスのように、一定の低所得者に対して税額控除できない部分を予算で給付すると、お金を差し上げるという仕組みを設けることについては、既存の社会保障制度、生活保護とか児童手当との関係をどう考えるかとか、あるいは低所得であることだけをもつて、資産がたかさんあつても、それに関係なく一律に現金を支給するということが適切と言えるかどうか、厳しい財政状況の下で財源手当てをどうするか、あるいは不正受給を防止するなどの公正な給付を行うための執行体制をどうするかというような問題点がございまして、極めて慎重に議論を行う必要があると思ひております。

したがひまして、御指摘のような仕組みについては、今申し上げたような留意点や問題点が多くあるため、直ちに具体的なことをお答えする状況にはないというふうに考えております。

○尾立幸幸君 だからこそ、財務省さんと厚生労働省が一緒になってこの問題を考えていたのか、なせいただいておるわけでございます。歳出でやるのか、減税でやるのかということ

でございますけれども、受け取る方からすれば、どつちでもいいんです、そんなことは。しっかりと生活できるようなことが大事でございまして、省益とか縦割りのことは余り言われたいでいいし、絶対一緒になってやっていただきたいということでございます。

もう一つ、その財源をどうするかということでもちよつとお話をさせていただきたいと思ひます。一橋大学の田近教授と財務省の八塩研究官の論文によりますと、基礎、配偶者、老齢、三控除を廃止した場合に、それを一律税額控除、今申し上げたシステムに変換すると、年間一人当たり七万四千円、これは大したことはないんです。月額約六千円ぐらいです。余りワーキングプアの方への、ワーキングプアというまた定義の問題があるので、低所得者の方の生活支援にはならないんですけれども、この論文では三控除を廃止するだけでその金額が出てくるということでございます。

今おっしゃいました正に歳出でやっております部分、厚生労働省の皆さんが、七ページ、八ページ、資料を見ていただきたいんです。各種手当一覧、正に歳出でやっております部分でございますが、生活扶助等々のもので生活保護制度、括弧で書いてありますが、一番右端、予算額、年間二兆円を使っているんです。あと、児童手当、児童扶養手当云々がございまして、相当なこれ金額を歳出としてやっております。こういったものを新たに整理をし直すこと、地方でもやっております。私、大阪市に聞いたんですが、結構これだけ一覧表がございまして、いろんなものをやっておりますが、そういうものをこの際きれいに整理をしてもう少しシンプルなものにしていくべきじゃないかな、そして財源も捻出できるんじゃないか、こんなふうにも思ひておるわけでございます。

そこでもう一つ、生活保護の問題を取り上げさせていただきますかと思ひます。今、生活保護の方々が早く就職をして頑張つて

もらつて、生活保護の状態から抜け出るようにということいろいろと厚生労働省さんの方でも応援プランを作られているみたいなんですけれども、実は見ていただきたいんです。ページ四でございます。

生活保護費と収入増加の関係ということで、(A)の部分が最低の生活保護費を支給されている場合、それで、その方たちが働いた場合、(B)ということですが、勤労収入。やはり公平感から生活保護費を九々もらうというわけにいかないんで、減額されちゃうんですね。そうすると、勤労収入が一万円の方で結局手取りは十万六千三百三十円、勤労収入、頑張つたから九万円働いて得ました。この方が実際の手取りは十二万九千円ということ、たつた一万三千七百六十円しか増えないと、こんな今制度になっております。これでは、頑張つて九万稼いでも一万三千円しか増えないんだつたら私は働かないんじゃないかな、こんなふうになるわけでございます。

それで、一方、五ページを見ていただひます。これを税額控除制度に切り替えた場合、計算式等々は余り申し上げませんけれども、税額控除で一律、(C)という欄を見ていただひたいんです。七万。収入がそれぞれ(A)ということでありまして、こうした場合に、税額控除を入れることで実際の手取りは七万九千五百円から十五万五千五百円と七万六千円も増えるということ、私は、こういうふうな制度になればもつと頑張つて働く人も増えてくるんじゃないかと、結果として歳出全体が抑えられるんじゃないかと、こういうようなアイデアを持っておるわけでございます。これは実際にイギリスでもやられておりますし、アメリカでもやられております。

私は、こういう時代がもう目の前に来ているんじゃないか、今までの制度では駄目なんじゃないかと、こんなふうにも思ひておるわけですが、大臣、一言感想を、ちよつと早口で申し上げたんで理解できるかどうかあれですが。

○国務大臣(尾身幸次君) 感想といつてもこれは公式見解みたいになりますんで、極めて難しいんんですが、生活保護の人々がもう生活保護をもらつていても働きたくなるようなインセンティブを与えるようなシステムにしなければならぬという点では正に同意見でございます。今のシステムがそれで一〇〇%いいかということになると、改善の余地があるのではないかと考えております。

○尾立源幸君 非常に前向きな意見で、ありがとうございます。

〔理事峰崎直樹君退席、委員長着席〕

それで、もう一点、ただ、いいことばかりじゃございませんで、マイナスの部分もございます。それは不正受給という問題です。結構、税額控除といいますが、還付されるものが多額になりますので、不正にこういう受け取る人たちも出てきているということですね。アメリカでは社会保険障害番号制度が導入されておりまして、不正受給というのを防ぐということで頑張っておるんですが、それでもやはり三〇％ぐらいいるんじゃないかと、かというふうなことも言われております。

そこで、まず納番制を導入すると不正受給の解決策になるのかどうか、財務省のお考えをお聞かせいただければと思います。

○政府参事人(石井道達君) 今委員が御指摘になられましたアメリカのその状況でございますけれども、このEITCに關しまして、議員がおっしゃるとおり、二〇〇二年に米國財務省内國歳入庁が公表しました報告書におきまして、過誤支給あるいは不正受給約三〇％に上つてゐるという執行上の問題が指摘されております。

具体的には、一九九九年に、EITC全体の申告額約三・七兆円、三百十三億ドルでございますが、このうちの約一兆円から一兆二千億、ドルで申しますと八十五億ドルから九十九億ドルの過誤支給、不正受給があるのではないかとということが言われております。

その要因について、アメリカ自身のその同報告書の中におきます分析では、まず一つは、EITCのこのアメリカの仕組みが、金額が児童の人数によつて変わつてくる、その対象となる児童が納税者と一年のうち半年を超える期間同居してないくちやいかぬという要件があるようでございます。が、実際にこの要件が満たされていないにもかかわらず支給をされるというような例、これが約二五%程度あるというふう聞いております。

それから、今委員がおつしやられました納番との関係でございしますが、対象者数が約二千二百万人と極めて膨大で、支給額の基礎となる勤労所得金額を誤つて申告されて十分なチェックができないというようなケースが二一%ぐらいあると。その他のいろいろな、両親が、二人が重複して児童について適用を受ける等々、いろいろなケースが報告されております。

以上のとおり、同報告書によりますと、相当程度のものが納税者番号制度だけで十分チェックできないというようなことを理由として発生している部分がございまして、納税者番号制度にかかわる部分も二割強ございますけれども、これがどうしてそういうことが発生しているのかということまではちよつと私どもよく分かりません。

○尾立源幸君　確かに納税者番号制度で完璧とは
言えないということなんですけれども、ちよつと
またこれ最近気になるニュースが飛び込んでまい
りました。厚生労働省が平成二十三年度から年金
医療など社会保障に関する個人情報を一元管理す
る社会保障番号制度を導入すると決めたと報道さ
れました。ただし、この番号は納税者番号等は利
用しない、また別の社会保険関係だけで利用する
ということなんですけれども、先ほど申し上げま
した住基番号というのものがいますよね。

で、将来、これは私の夢なんですけれども、こういった還付付きの税額控除を入れた場合、やっぱり番号が要るわけです。そうすると、それぞれがばらばらな番号をまた使つてやるということに

なります。特にこの厚労省さんの場合、この番号をつくるのに一千億を掛けるというふうなことも報道されておるんですね。一方、住基ネット、これは今まで幾ら掛かったんですかね。

この答えをいただいで、ちよつと私もう時間がなくなりましたので、是非、財務大臣、今一千億掛けてまた番号をつくるとか言っているんですよ。いいんですか、こんなの。——まあまあちよつと答えは待つていただきたい。で、住基ネットあります。住基ネットは先ほど確定申告でもう若干利用し始めているということなんで、そういう状態です。また別のものををつくるというのは私はもういかなものかと思うんですけれども、厚労省さんと財務大臣に最後お答えをいただきまして、私の質問を終わりにさせていただきたいと思ひます。

あと、金融大臣には日興の件は時間がないのでできませんけれども、また別の機会にさせていただきたいと思ひます。

○政府参考人(薄井康紀君) 委員御指摘の新聞報道でございますけれども、平成二十三年度に社会保障番号導入というたしか見出しであつたかと思いますが、そういう形でまだ決めたということではございません。

で、実は先週の日曜日に経済財政諮問会議がございまして、その席に厚生労働大臣が臨時議員として出席をいたしまして、医療等のＩＴ化の推進の一つの柱として、希望者を対象といたしまして健康ＩＴカード（仮称）の導入に向けた検討を行うと、こういうことを申し上げさせていただいたところでございます。

これにつきましては、平成十九年度中に基本構想であるとか個人情報保護の対策など、こういったことについて検討いたしたいと考えておりますが、その際、そのカードにいわゆる社会保障番号、こういうものを記載をするということも検討の対象になると考えるわけでございまして、カードの検討の中で番号を導入した場合のメリットあるいは

は問題点、費用対効果、こういったところについて検討したいと、こういうことを考えているところでございます。

○委員長(家西悟君) 時間が来ておりますので、端的にお願いします。

○政府参考人（薄井康紀君）　なお、昨年七月のいわゆる骨太二〇〇六におきまして社会保障番号の導入などについても検討を進めるということとは書いてございまして、これを受けてまして関係省庁連絡会議の報告というのがまとまっております。それが先ほどおっしゃられた一千億とかこんな数字

があるものですが、その中で、社会保障番号以外の分野でこういうふうなものを利用するということにつきましては、メリット、コスト、こういったものを踏まえながら国民の理解を得ることが不可欠であると、こういう御指摘がございます。また、どういうふうな番号がいいのかということにつきましても、この連絡会議の報告の中で整理してございますが、これから十分議論をしていくことだろうと考えております。

○国務大臣(尾身幸次君) このＩＴ化の時代に、この番号制の問題については、国民の視点から見ると一つの番号であらゆるすべてのものに通用するような共通のものをつくる、そのことが大事であり、かつプライバシーの問題をきちつと守るということが大事で、この二つの観点をしっかりと原則論にいたしながら政治主導でつくっていく必要があると考えております。

○尾立源幸君 よろしく願います。
 ありがとうございます。

○大門実紀史君　大門でございます。
長い時間お疲れさまでございます。私が最後の質問ということになります。

もう既に様々な角度で議論がございました。私、三年前から格差と税、所得再分配については質問してまいりまして、今日は最後に格差と税、所得再分配とおっしゃいましたけれども、尾立さんがたつぷりもうやり尽くされたので、聞い

ても同じ答弁が出てくるのではないかというふう
に思います。

それでは一言申し上げていいでしょうか。尾身
大臣はかなり答弁書をしつかりと長く読んでお答
えになりますけれども、私、何か大臣と議論して
いるよりもその答弁書を書いた課長補佐と議論し
ているようなむなししい気がいたします。やっぱり
政治家同士の議論でございまして、できるだけ
自分の言葉で思ったことを自由にお話をいただき
たいというふうに思っているところでございま
す。

幾つかそうは言っても格差と税について残つて
いる点、触れられていない点だけ質問したいと思
いますけれども、政府も尾身大臣もよく結果の平
等よりも機会の平等ということを重視するとおっ
しゃいますけれども、私は格差の固定化を防ぐた
めには結果の平等と機会の平等と両方やらなけれ
ばいけないというふうに思います。そうしなければ
ば、お金持ちの子供の方が学歴が高くなるという
問題も指摘されているわけですから、格差が再生
産されるのではないかと思います。こんなことは
経済でいえばイロハのイなんですけれども、谷垣
大臣のときはこの結果の平等については、つまり
所得の再分配ですね、配慮はしなければいけない
ということをよくおっしゃいましたけれども、尾
身大臣はこの結果の平等について消極的というこ
となんでしょうか。

○国務大臣(尾身幸次君) 答弁書を読んでいると
いうお話でございしますが、私は実は答弁書もかな
り直してございまして、役人の書いたものをそのま
まここにきて読んでいるわけではございません。
ちゃんと直して、自分の思うところの文章に直さ
せて、それを読んでいくわけでありまして、現
象的には読んでいくように見える場合でも十分私
の意思が相当入っているというふうにご理解をい
ただきたいと思えます。

格差の問題でございしますが、私は、やっぱり活
力ある社会をつくり上げるということも大事であ
る。

り、かつ格差が固定しないということも大事であ
り、セーフティーネットも大事であるというふう
に考えておりまして、結果の平等ではなしに機
会の平等ということがより大事だというふう
に考えておりまして、そういう方向でいろんな税制その
他の制度についてしっかりとしたものにしていか
なければならぬと考えております。

○大門実紀史君 その答弁書を読まれたとかえ
つて長くなつたりするんじゃないかと思いま
すけども。

お手元に資料をお配りをいたしました。予算委
員会でも配った資料でしたが、時間がなかったの
で余り大臣と議論ができませんでしたので、一枚
目、二枚目は予算委員会に配らせていただいた資
料でございまして。

証券優遇税制に関連して言えば、これは、所得
が高い人ほど、超富裕層ほど金融所得が多いとい
う資料でございまして。国税庁の資料でございま
す。したがって、いろいろ言つても、今回の証券
の優遇税制はこういう所得の多い人ほど減税にな
る、優遇になるというのを見ただけで明らか
かだというふうに思いますので、特に議論はする
気はございません。

二枚目の方なんですけども、これが今まで余り
なかった資料かと思えます。日本は累進税という
形を一応取っておりますが、もうそれが超富裕層
に行きますと崩れ始めているという資料でござい
ます。

予算委員会的时候、大臣にお聞きいたしまし
た。なぜ五千万を超える負担率が下がるのか
と。大臣は、階級ですからということでお答えい
ただけませんでしたけど、これは階級どころか国
税庁の資料ですので、大臣、改めてどうお考えか
お聞きしたいと思えます。

○国務大臣(尾身幸次君) 先日、委員からこの資
料を見せていただきましたが、これが五千万程度の
最高所得階級の場合に下がっているということは
きちっと頭の中に入りました。これは、上場株主

の譲渡益所得について一〇%の軽減税率が適用さ
れていることも影響していることの一つである
というふうにご承知しております。

これにつきましては、勤労性所得との税負担の
バランスの問題、あるいは預貯金の利子との課税
の中立性の問題等々を考慮しまして、かつ簡素で分
かりやすい税制にする必要があるということで、
一年後に二〇%の標準税率に直すということを決
めておりますが、一年後というふうにご承知した
のは、金融所得の間の損益通算範囲の拡大を進め
ることが必要でありますし、また、この間におけ
るいわゆる、何といひますか、激変緩和措置とい
いますか、それによりまして株価の低迷等の現象が
起こつてはいけないという考え方の下に必要な措
置を考へてそれをやり、そして一年後にこれを廃
止する、一年間延長するということを決めたもので
ございまして、この点については御理解をいた
だきたいと思えます。

○大門実紀史君 今大臣もおっしゃられるとお
り、これはどう考えても、なぜ下がるのかという
と、もう証券優遇税制しか考えられない。これ
には源泉分離が入つておりませんので、申告です
から、それを入れると更に下がるというふう
に思えます。ほかの国は総合課税になっていま
す。こういうことがない。一応、累進、緩くなつた
いつても累進があるわけですが、日本はこうい
う事態に今なつていまして、特に、先ほど申し上げ
した、一部の超高所得者のところに金融資産が
集中しているものから、そこにばつと減税
が行くものからこういう数字になつてしま
うということでございます。つまり、証券優遇税制
が日本の累進税を今崩壊しているということ
を表す資料でございまして。

次の資料、あと三枚ございしますが、これは細か
くは後で見たいだけではないんですが、外国と
比べてもかなりの優遇になつていまして、一枚目
が株式譲渡ですけど、一億円あった場合、外国に比
べてかなり優遇になつていまして、二枚目が、五千

万の場合でもそうですね。仮に少額の二百万の場
合でも、外国、逆に言ううと外国よりも重くなつて
しまふところがあります。いろいろゆがみ
が出ている税制ですので、本来ならば今回延長す
べきじゃないというふうにご承知をいたします。

私、この問題、昨年もしましたけれども、
当時財務省はもう延長しませんでしたというふう
に言つていたわけですが、どういふわけか延長とい
うことになつて、その理由は何か証券の活性化とか
云々ということと言われるのでしようからもう聞
きませんけれども、非常にゆがんだことになつて
いるということをご承知を願ひたいと思ひます。

全体として、日本経済全体で何が言えるかとい
いますと、労働分配率が下がつていまして、つまり、
労働者の賃金や雇用に分配されない。どこに分
配されているかというところ、株主の配当とか役員
の給与や報酬ということになるわけですね。その分
配されたものに更に減税をしてあげるといふこと
ですから、本当に、何といひますか、やるべきこと
が逆さまの方向になつていまして、株主資本主義
と本主義といひますか株主資本主義も必要以上に助
長しているのがこの証券優遇税制だといふふう
に思ひます。

税金の問題は非常に極めて、すぐれて政治的な
問題でございまして、どこから税金を取るか、ど
こに増税するかということですから、政党の立場
がはっきり分かれるという問題でございまして、
もう選挙で審判を仰ぐということになるし、
間もなくそういう時期が近づいているということ
だけ申し上げておきたいというふうにご承知を願
ひたいと思ひます。

予算委員会でも取り上げましたので税制の問題
はこれぐらいにして、残つた時間、国民のお金の
使い方を違つて側面から取り上げたいというふう
に思ひます。JBIIC、国際協力銀行の問題でござ
います。

実は今日、午前中、参議院でODA特別委員会がございまして、このJBIICのお金の使い方のだらしないさについて指摘をいたしました。

一つは、昨年、参議院でODA調査団を派遣して、その一団で民主党や自民党の皆さん、超党派で行ったんですけれども、インドネシアに調査行ったときに、私たちが聞き取りをした村長さんにJBIICが現金を渡したという問題で、これ昨年の特別委員会で指摘をして、麻生大臣も、買収と疑われるようなことは厳に慎むべきだとおっしゃって厳しく注意されたわけですが、今年の二月にまた、また同じインドネシアでJBIICが、円借款事業の記者会見のときに記者に、新聞記者たちに、マスコミに現金をまた配りました。これ国会での指摘や大臣の答弁を無視したものと見て、午前中、厳しく抗議をしたわけでござい

ます。午前中、総裁からいろいろ言い訳はあったんですけれども、これは参議院の特別につくったODA調査団の派遣団の指摘も生かさなかったという点と、お金をばらまく日本という、マスコミにも取り上げられましたが、恥さらしをJBIICが繰り返したというふうに思います。

まず、このことへの謝罪の言葉が午前中は聞かれませんでしたけれども、総裁来ていただいていますが、まず一言、まずおわびをされるのが筋ではないかと思いますが、いかがですか。

○参考人(篠沢恭助君) 昨年、参議院のODA調査団がインドネシアに行かれた際に、コタパジャン・ダムの御視察の際に近辺の村長さんのところでお話がありました際、JBIICが雇っておりますコンサルタントが村長さんにいわれる電話通信代を、まあ千円前後と聞いておりますが、そのものを渡したということがございまして、その点は調査団の報告書並びに参議院のODA特別委員会でも御指摘を受けて、これにつきましては現地に厳しく、その誤解を招くことのないようにというふうな指導をいたしましたところござい

が、今般は、またジャカルタ市内で地下鉄を含みます日本の円借款と日本の技術でこの高速鉄道をジャカルタに通すという大変画期的な事業が進み始めましたので、この点についてのPRということで新聞記者を集めました。ジャカルタのとかインドネシアの運輸省の方などから、現地観光としてわざわざ集まっていた新聞記者には交通費を幾らか差し上げるようにというふうなアドバイス等もございまして、そのような手はずを整えたということございまして、これもまた先生が御指摘のとおり、他に誤解を招きやすいこととござい

このように、二度にわたって同じような御指摘をいただく結果となりましたことについては誠に遺憾と思っております。この点、御心配を掛けましたことについては、私、指導が至らなかつたというふうな考えておりますので、おわびを申し上げます。

○大門実紀史君 やつとおわびの言葉が出ましたけれども、謝れば済むという問題ではございせん。また、千円とかいう言い方されましたが、現地では大金でございまして、現地の村では月収の四分の一に当たります。記者会見で配られた二千七百円というのは記者の二日分ぐらいの日当に当たりますので、単に電話代とか交通費ではございせん。

私、余りJBIICには興味はなかったんですけど、二回もこういうことがあるということでは俄然関心を持ちまして、この際、徹底的にJBIICを取り上げてみたいというふうな思います。今日はその一回目ということでお聞きをいただきましたと思います。

要するに、諸問題の根底には、それは現地の習慣とか何だとかいうよりも、JBIIC自身のモラルの低下といえますか、何といえますか、なあな主義といえますか、かなり旧態依然としたものがあるんじゃないかと思ひます。それを如実に示すのがJBIICの会議費、JBIICそのものの会

議費の問題です。

JBIICに平成十六年度、十七年度二年分の会議開催申請書の資料の提出を求めました。ここにあるのがその国内分でございまして。相当な量ですが、これもまた六十日以内に提出するものというところで、全体約六千件以上あるそうだけれども、そのうちの千二百二十一件、千四百二十二枚の、ここにあるのはそのうちの国内分の四百六十七件。ちなみに、海外分が七百五十四件あるそうです。金額では、国内分が千二百九十万円、海外分が、円換算するのに時間が掛かるのでということですが、後で出してもらいたいと思ひます。

まず、先に出されたこの千二百二十一件でございまして、これは出しやすいものということとで先に出されましたけれども、これは特に何か都合のいいものだけ先に出したということとはございせん。

○参考人(篠沢恭助君) 資料、何分私どもの銀行、円借款業務それから国際金融業務、多岐にわたった業務を、また国際的にも、国際機関との関係、あるいは途上国政府との関係、あるいは日本の企業との関係等含めましていろいろ多岐にわたるものから、会議費はおのずから大変多くの件数になっていくわけでございまして、今回某所からこの資料請求、情報公開の請求を受けました際に、まず情報公開に当たりましては、その公開の基準があるわけでございまして、一応その相手方の、会議費使用の相手方の方に御迷惑の掛らないようにする必要があるわけでございまして、実名が出ていきます方につきましては一人一人、このような経緯であなただの実名を出し出すことになりま

すということをチェックしてから資料を出す必要がござい

今回事として、この墨塗りのケースであります。相手方に一人一人資料が出ることに付いてのチェックをお願いをする必要がございせん。この墨塗りケースなどを中心として先に情報公開としてそのようなものを提出させていた、た、こういう経緯でござい

○大門実紀史君 そうすると、後から出てくるのは、ここにあるのはみんなほとんど墨塗りですけれども、名前がつぶされていますが、後から出てくるのは相手を確認して名前が出てくるものというふうな承知をいたします。

いずれにせよ、情報公開ですから、国会の要求ですから、速やかに作業をして出してもらいたいと思ひ

取りあえず、出てきた千二百二十一件についてお聞きをいたします。

この国内分が四百六十七件、海外が七百五十四件の会議申請書です。そういう会議をやったと、こういう会議をやるという申請書です。これは、朝食、昼食を伴うものが国内で二百三十三件、夕食、お酒を伴うものが二百四十四件。会議費といながら、四百六十七件すべて飲食が伴っております。日付も見てみますと、休日や盆休み、正月を除くと毎日。一日に七、八件とか、多いときは十件を超えると。それが毎日、夜の飲食が続いているわけですね。よく体がもつなと思ひますけれども、しかも、これは先に提出された五分の一でございまして、この五倍あるということになると相当の飲食、全部飲食が絡んでおりま

すけれども、飲食です。だと思ひます。

JBIICというのは、こういう飯を食ったりお酒を飲まない会議ができませんでしょうか。○参考人(篠沢恭助君) 私どもの銀行では、先ほど申しましたように、円借款業務及びいわゆる国際金融業務を実施する上で必要と認められる外国政府、国際機関の要人、あるいは国内のよろもろの有識者等との情報あるいは意見交換というものを業務上の必要によって行っているわけでござい

ますが、その際、昼間、行内でいわゆるワーキングアワーに会議を行うということも無論多々ございますが、そのほか、相手方の都合等により業務時間外の時間も活用するという。すなわち、朝早くの朝食会形式あるいはワーキングランチ、あるいは夕食を取りながらの会合と、いろいろな形で、しかも先ほど申しましたように、世界各地の駐在員事務所等がありますところ、あるいは私自身で申しますと、例えば IMF 総会でございますとか、あるいはアジア開発銀行総会でございますとか、多くの国際会議の場に出席した場合などもやはり各方面の方といろいろな時間を活用して会合をするということでございます。

多数の職員が多数の業務に、また多数の地域でそのような会議を伴う業務活動をしているというふうに御理解いただければ有り難いというふうに思います。

○大門実紀史君 全然、国内でやっていることでそういうのは余り成り立たないというふうに思います。しかも、九十九%、相手の負担なしで JBI C が負担をしております。これは、もう会議じゃなくて接待じゃないかと言われても仕方がない形です。夜の飲食については、二百四十四件ですか、金額はこの出でた分だけでやると八百五十万円と。五分の一の資料で八百五十万ですから、全体で四千万を超えるんじゃないかと思えます。

具体的にこれ見てみました。資料を見ると、少人数での会食も多いし一対一もあります。しかも、相手がある人とおちよつと一杯みたいなのも入っておりますし、JBI C のだけかと JBI C の職員が一対一で話しているのも会議にして夜、飲み食いしているということになっていますし、官僚への接待もあります。経済産業省が出てまいります。活魚料理とやというところですね。経済産業省の資源エネルギーの課の課長と課長補佐が資金金融部の次長、課長、調査役と六万円近く使つて会食をしています。

これは、いわゆる問題になった官官接待という

ふうにも取られますし、どうして経産省の役人意見交換をするのをこういう飲み屋でやらなければいけないのか。これはどういうことですか。

○参考人(篠沢恭助君) 私ども、これにつきましては、先ほどから申し上げておりますように、私どもの銀行に与えられた諸業務を実施をしてまいります上で必要な各方面との情報、意見交換の機会というものが非常に貴重なものでございまして、これを実施しているわけでありまして、そのような目的でございまして、私どもといたしまして接待というようなことは考えていないところでございます。

大学でございましてか研究機関の方でございまして、あるいは企業の方、マスコミの方、NGO の方、非常にいろいろな多岐にわたる方々と情報交換の必要を持つておるわけでございまして、公務員の皆さんからもいろいろな情報を受けて、また指導を受けようというございまして、昼間のワーキングアワーに全部片付かない、相手方の都合によりましてこの業務時間外の時間には非会合してもらいたい、会いましょう、こういうようなことは多々あるということで御理解をいただきたいと思ひます。

○大門実紀史君 いや、多々はあつては困るんですよ。もう常識外です、今どき。これだけ厳しく、国会も官庁も支出が厳しくチェックされていくに、そんな平気な答弁しちゃ駄目ですよ。

ちなみに、財務省にお聞きします。財務省は、この会議費の支出について明確な基準を設けられていると思ひますけれども、特に夜の飲食というのはこんな形で認められていないと思ひますが、簡潔に答えてくれますか。

○政府参考人(香川俊介君) 財務省におきましては、会議の性格が政策の企画立案あるいは周知広報に資する情報交換や意見聴取等を目的とする場合に会議費を支出しているところであります。

御質問の夜の飲食を伴う会議費の支出でございしますが、主として外国政府及び国際機関の職員

との意見交換等、外交活動、外交儀礼上の必要がある場合に行つております。

○大門実紀史君 つまり、JBI C を管轄する財務省自身は、海外からお客さんが来たときだけ夜の飲食を伴う会議は認めましよう、しかも金額も一万円から二万五千円以内を目安とすると、厳しい基準を設けております。JBI C は、日本人同士でも官庁でも使い放題に使つていふこととでございまして。

なぜこんなことが好きに今どきやられていのかですね。JBI C の規定というのは、今総裁が言われたようなことになつていふから、ずぶずぶでみんな使つていふんだというふうに思ひます。私は、この際、JBI C の会議費も各中央官庁並みに厳しいきちつとしたものにすべきだと。

篠沢さんは、言いたくありませんけれども、五年の二信組の問題で官官接待とかいわゆる接待スキャンダルが起きたときに、大蔵省で主計局長として監督責任を問われて処分を受けられていふ方ですね。その方がまたこんなことをルーズにやらしているとなると、私は二重三重に問われるものがあると思ひます。

もう一つお聞きしたいのは、黒塗りになつていふんですけども、これは個人情報保護だそうですけれども、中央官庁の公務員は公表するということで、確かにいただいたのにお名前が入つております。今回提出された、私に提出された千二百二十一件の中に、国会議員が関係するのは一件だといふ報告をいただいております。これは海外で一つのグループだけに JBI C が慰労を兼ねて、視察をしてもらったんで、JBI C の案件を視察してもらつたんで慰労のために食事を提供したといふ報告は受けておりますけれども、私も海外で何回も JBI C の案件を視察しましたけれども、接待してもらつたことはございせん。

国会議員は特別公務員でございまして、中央官庁の人間が公表して、なぜ国会議員だけは公表しないのか。公職者は個人情報保護一般から外れるはずでございまして、この国会議員のグループについて、いつこの国でどの党のどの議員か、名前を明らかにしてほしいと思ひます。

○参考人(篠沢恭助君) まず、先ほど財務省からの御答弁ございましたが、私ども現場の業務実施機関として必要な細々した情報取り、意見交換等が必要であるということで、実施機関としてそのような必要なものを行つていふということについては是非御理解を賜りたいと思ひます。

責任を持ちまして、私、これらの会議費の運用が乱に流れないようにきちつと行内を指導してまいりたいと思ひます。

次に、国会議員が含まれていふかという御質問でございまして、私どもといたしましては、情報公開に当たりまして、国家公務員のように一般の慣行として名前を出すというふうな決められております場合を除きまして、原則として会議の出席者名、個人名が特定される件については公にしない前提で会議を開催をしております。

この点について、相手方と当行との信頼関係というふうなことで、率直な意見交換あるいは情報収集といったようなことに影響を及ぼさないようにそのような形を取つていふわけでございまして。この点、御理解いただきたいと思ひます。

○大門実紀史君 いや、それにも異論がありますし、また何度でもやりたいと思ひますけれども、少なくとも政党名は、これは個人情報とは別でございまして。何党だったのかと、これは答えられると思ひますが、いかがですか。ちよつと簡潔にお願いしますね。

○参考人(篠沢恭助君) 個人的情報と、それからやはりその母体となります機関の、まあ党といふこととございまして、そのようないつつきましても付随しておりますので、どうかお許しをいただきたいと思います。

○大門実紀史君 いや、私は許しても国民が許しませんよ。今どきこういうことを秘密でして、全部黒塗りにして、会議費という名目で飲食代が使

い放題と、こんな官庁ごさいませんから。こんな役所、今どきないですから、独立行政法人として。これはもう厳しく問われると思います。今日はこれくらいにしておきますけれども。

あと、私、JBIICに大変関心を持ったというのは天下りの問題。篠沢さんそのものも大蔵省の天下りですけども、JBIICからいろんな団体に天下りをしていると、民間企業あるいは財団法人に天下りをしていると。

こういうことが全部ひつくるまっけていろんなことが起きているというふうに思いますので、そういう問題を引き続き取り上げていくということを申し上げたいと思いますし、今日はそういう答弁をされましたけど、至急内部でそんなことが許されるのかどうかということを引きちゃんと常識で判断をしてもらいたいというふうに思います。今日はこれくらいにしておきたいと思っています。

これで私の質問を終わります。

○委員長(家西悟君) 他に御発言もないようですので、両案に対する質疑は終局したものと認めます。

○委員長(家西悟君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、柏村武昭君及び大塚耕平君が委員を辞任され、その補欠として愛知治郎君及び松岡徹君が選任されました。

○委員長(家西悟君) これより両案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○尾立源幸君 私は、民主党・新緑風会を代表して、平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案に対し、反対する立場で討論を行います。

まず、特例公債法案に反対する理由を申し上げ

ます。

第一に、この法案が将来世代に赤字のツケを回す法案であることとあります。

平成十九年度予算において、政府は、新規国債発行額を過去最大の四・五兆円減額し、二十五・四兆円に抑えたと胸を張っておりますが、これは歳出の抜本改革という本来あるべき手段によって実現したものではなく、景気回復による税収増や国民に負担を押し付ける定率減税の廃止等によって実現したものにはすぎません。政府がこれまでの財政運営の失敗を省みず、将来世代に赤字のツケを回す法案であることに変わりはありません。

第二に、速やかな減債に努めるという法案の趣旨から逸脱していることとあります。

現在、五百四十七兆円に上る公債残高の半分以上を特例公債が占めており、平成十九年度予算においても新規公債発行の八割に当たる二十・二兆円が特例公債であります。特例公債については、これまで毎年度の法案で速やかな減債に努めるとされてきたものの、実際には建設公債と同様に六十年償還ルールが適用されており、速やかな減債に努めるとは言い難い状況が三十年以上も継続しています。特例公債の残高増大をそのまま放置することは将来世代に赤字のツケを回すことにはかならず、政府は法案の趣旨にのっとり速やかな減債ルールを早急に講ずべきであります。

第三に、今回の法案においても九百六十七億円の年金保険料を社会保険庁の事務費に流用しようとしていることとあります。

年金保険料の流用は、年金財政を不安定化させるだけでなく、国民の年金制度への不信を増大させるものであります。政府は平成二十年度から国民年金などを改正してこれを恒久化する方針であります。これは、年金保険料は年金給付にしか充当しないというこれまでの原則を逸脱するものであり、到底認められるものではありません。政府は、財政が好転次第、早急に税金で負担するという本来の原則に戻るべきであります。

次に、所得税法等改正案に反対する理由を申し上げます。

第一に、今回の法案そのものが欠陥法案であることとあります。

格差是正や少子化対策など税制をめぐる課題が山積する中、重要なことは国民の将来不安を解消するための真の税制改革を実現することとあります。このため、税の議論に当たっては何より国民の信頼が大前提であることは言うまでもありません。しかし、昨年、政府税調会長であった本間氏をめぐって不祥事が明るみに出た以降、政府は会長の交代という形で幕引きを図っただけで、こうした不祥事を招いた安倍総理の任命責任についてはうやむやのままです。不祥事を起こした会長の下で進められた税制改正議論は信頼性に欠けるものであり、このような過程を経て作られた法案は欠陥法案そのものであります。今すぐ撤回し、議論そのものをやり直すべきであります。

第二に、理念なき法人税減税を先行させていることとあります。

政府は、減価償却制度の抜本的見直し等により、経済が活性化され、さらに家計部門にも好ましい影響が波及するとしています。しかし、具体的な経済効果はもろろのこと、家計への波及効果も示されないなど、正に法人減税を正当化するための議論と言わざるを得ません。減価償却制度の見直しが必要であることは否定しませんが、多くの国民が政府のビジョンなき増税に耐えている中で、この時期に本当に行うべきなのか、いまい一度検討すべきであります。

重要なことは、格差是正、少子化対策を積極的に行うことであり、理念なき法人減税だけでは経済活性化はあり得ません。個人に負担を押し付け法人を減税するという政府の姿勢には断固反対であります。

第三に、いわゆる一人オーナー企業の役員給与の損金不算入制度について、政府の失敗を認めず、場当たり的な対応による見直しを行うことに

あります。

この制度は、政府が昨年、関係者に対する十分な説明もないまま唐突に提案し、国会審議においても数々の問題点が指摘される中で導入されたものであります。言わば強引に導入したにもかかわらず、本法案では、適用除外基準を八百万円から千六百万円に引き上げることで適用企業が二万社から三万社になるなど、中小企業に配慮した内容であると政府は説明しています。しかし、税理士会からは、当初から五十万から六十万社に影響が及ぶとの指摘があるなど、政府試算はそもそも説得力に欠けるものであったと言わざるを得ません。国会審議に十分に耳を傾けず導入したこの制度は、見直しという場当たりの対応ではなく、即刻廃止すべきであります。

以上、二法案に反対する理由を申し述べましたが、安倍内閣の無駄遣いを放置したままの場合、たりのな財政運営、上げ潮路線に基づく理念なき税制改正など、安倍内閣に対する国民の不信と不満は限界にまで達しています。

私は、将来世代に借金をツケ回しすることなく、そして、格差社会を放置して経済社会の混乱を招くことのないよう財政改革及び税制改革に真剣に取り組んでいくことが必要であると考えております。このことを強く訴えて、私の討論を終わります。

○大門実紀史君 日本共産党を代表して、公債特例法案並びに所得税法等改正案に対し、簡潔に反対討論を行います。

公債特例法案に対して反対する理由は、本法案が、空前の利益を上げる大企業に対し更なる減税をし、超富裕層への優遇税制を続けながら巨額の赤字国債の発行を認める内容であるからです。給付、徴収事務などへの保険料の流用を認める内容も本法案に盛り込まれており、賛成できるものではないとさせていただきます。

次に、所得税法等改正案についてですが、第一の反対理由は、大企業の利益が家計に波及しない

ことが経済の根本問題になっているにもかかわらず、国民には今年も定率減税の廃止による負担増を押し付け、大企業には減税の大盤振る舞いという、問題を更に深刻にさせる逆さまの政策になっていることです。

第二の理由は、政府税調ですら期限到来とともに廃止と言っていた上場株式の譲渡益及び配当への軽減措置の一年延長など、富裕層への優遇措置を継続した点です。審議の過程で七千五百億円以上の大減税になることも明らかになりました。このことは、格差の拡大に拍車を掛けるものではあきならず、国民の理解が得られるものではありません。

以上、反対理由を述べて討論いたします。

○委員長(家西悟君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより順次採決に入ります。

初めに、平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(家西悟君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、所得税法等の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(家西悟君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、大久保勉君から発言を求められておりますので、これを許します。大久保勉君。

○大久保勉君 私、ただいま可決されました所得税法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、民主党・新緑風会及び公明党の各会派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

所得税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 少子・高齢化やグローバル化が進展する中、中長期的な財政構造健全化と経済社会の活性化の必要性が一層増大していることにかんがみ、今後の経済・社会の動向にも留意しつつ、歳出の重点化・選別化に努めるとともに、税制に対する国民の理解と信頼、税負担の公平性を確保する観点から、所得・消費・資産など税体系全般にわたる課税の在り方についての抜本的見直しを行い、社会経済構造の変化に対応しつつ持続的な経済社会の活性化を実現するための税制の構築に努めること。

と。その際、円滑・適正な納税を確保するため、制度面・執行面における十分な検討を行い、必要な納税環境の整備に努めること。

一 社会的に重要性を増している非営利活動を更に促進する趣旨等にかんがみ、特定非営利活動法人に対する寄附金税制の在り方については、その実態等を十分踏まえ、引き続き検討すること。

一 租税特別措置については、その政策課題の緊急性、効果の有無、手段としての妥当性、利用の実態等を十分吟味し、今後とも徹底した整理合理化を推進すること。

一 新信託法の施行に向けて、信託税制については、その具体的な取扱いを早期に取りまとめ、周知徹底を図ること。また、新信託法で可能となる多様な信託の利用実態を踏まえ、信託制度の健全な発展及び適正・公平な課税の実現のため、引き続き必要に応じた見直しを行うこと。

一 急速に進展する高度情報化社会において、経済取引の国際化・複雑化及び電子化等の拡大に見られる納税環境の変化、調査・徴収事

務等の業務の一層の複雑・困難化による事務量の増大、納税者の納税意識の維持・向上の必要性にかんがみ、更には、徴税等真に必要な部門には適切に定員を配置するという政府の方針に配慮し、今後とも国税職員の処遇の改善、機構・定員の充実・確保を行うとともに、職場環境の整備及び事務に関する機械化の充実に特段の努力を払うこと。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(家西悟君) ただいま大久保君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(家西悟君) 多数と認めます。よって、大久保君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、尾身財務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。尾身財務大臣。

○国務大臣(尾身幸次君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨に沿って配慮してまいりたいと存じます。

○委員長(家西悟君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(家西悟君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○委員長(家西悟君) 特別会計に関する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。尾身財務大臣。

○国務大臣(尾身幸次君) ただいま議題となりました特別会計に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

本法律案は、行政改革推進法を踏まえ、特別会計の廃止及び統合、一般会計と異なる取扱いの整理、企業会計の慣行を参考とした特別会計の財務情報の開示その他所要の措置を講ずるものであります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、行政改革推進法において定められている特別会計の廃止及び統合をすべて盛り込み、現行三十一ある特別会計を平成二十三年度までに十七とすることとしております。

第二に、余剰金の処理や借入金規定などの一般会計と異なる取扱いを整理するため、各特別会計法ごとに個々に定められていた会計手続を横断的に見直し、第一章総則に各特別会計に共通する規定を定め、第二章各節に各特別会計ごとの目的、管理及び経理についての規定を定めることとしております。

第三に、資産及び負債の状況その他の決算に関する財務情報を企業会計の慣行を参考として作成、開示することを法定化するなど、特別会計に係る情報開示を進めるための規定についても整備することとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

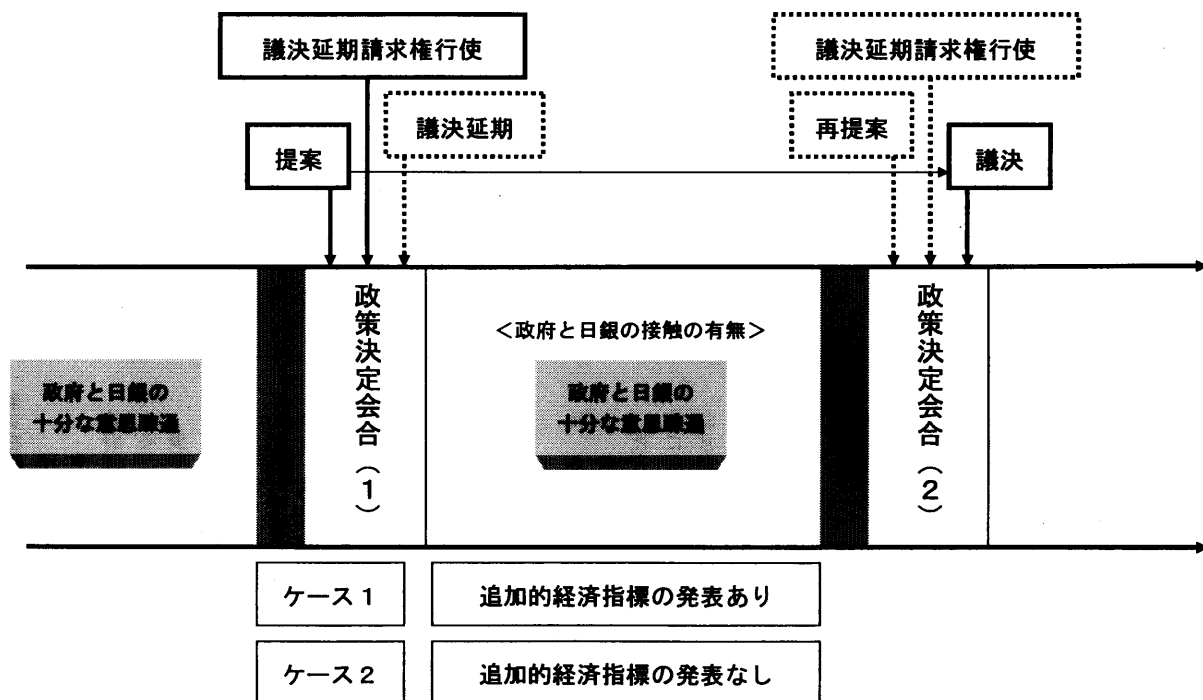
何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(家西悟君) 以上で説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時十六分散会

〔参照〕



(参考)「議決延期請求権は、政策委員会の議題について一定の期間の検討や政策委員会に対し十分な説明を行う機会を確保するための仕組み」(3月9日本会議における内閣法制局長官答弁)。

平成十九年四月三日印刷

平成十九年四月四日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

K